

令和7年度

富山県の提案・要望

本県の行政諸施策の推進につきましては、日頃格別の御高配を賜り感謝申し上げます。

つきましては、令和7年度予算編成にあたり、別紙提案・要望について、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年5月

富山県知事 新田 八 朗

富山県議会議長 山 本 徹

目 次

1	人口減少対策の推進について	1
2	人材確保対策の推進について	2
3	こどもまんなか社会の実現に向けた こども・子育て政策の推進について	3
4	物価高克服と構造的な賃上げ、経済の好循環の 実現について	5
5	中山間地域の活性化について	6
6	地震防災対策をはじめとする自然災害対策の 充実・強化について	7
7	北方領土の早期返還に向けた外交交渉の推進と 次世代後継者の積極的な育成について	8
8	消費者行政の推進と犯罪被害者等への支援の充実について	9
9	通学路等における子供の安全確保のための 取組の推進について	10
10	県警察の機能強化に向けた施設等整備の推進について	11
11	「連携中枢都市圏」への支援について	12
12	地方分権の実現と安定した地方税財政制度の確立について	13
13	デジタル・トランスフォーメーションの加速化について	14
14	外国人材活躍・多文化共生の推進について	15
15	G7 富山・金沢教育大臣会合を踏まえた「子供たちの ウェルビーイング」の実現に向けた教育の充実について	16
16	個に応じたきめ細かな指導の充実等に向けた 教職員定数改善等について	17
17	小中学校等の施設整備の推進について	18
18	特別支援教育等と不登校等困難を抱える 子どもたちへの支援の充実について	19
19	私立学校の振興について	20
20	文化観光の推進について	21
21	地方から世界に発信する芸術文化の振興について	22
22	「近世高岡の文化遺産群」の世界文化遺産登録の 推進等について	24
23	ユネスコ無形文化遺産等の魅力発信への支援について	26
24	「立山砂防」の世界文化遺産登録の推進等について	28
25	地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の 整備の推進について	30
26	障害のある人のニーズに即した福祉施策の充実について	31
27	医療提供体制の改革について	32
28	がん対策の推進について	33
29	医薬品産業の振興について	34
30	食料の安定供給と農業の持続的な発展に向けた 施策の強化について	35
31	地方の実情に即した水田農業政策等の充実について	36
32	農林水産物等の輸出促進について	37

33	農山村地域等の振興対策、鳥獣被害防止対策等の 推進について	38
34	農業農村整備事業の推進について	39
35	森林・林業・木材産業の振興について	40
36	水産業振興対策の推進について	41
37	サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に 向けた支援について	42
38	スタートアップの支援について	43
39	イノベーションの創出とデジタル・トランスフォーメーション による産業の高度化について	44
40	原材料及びエネルギーの安定的な供給確保と 総合的なエネルギー政策の推進について	45
41	中小企業・小規模企業の活性化の推進について	46
42	中心市街地・商店街の活性化や空き家対策による まちづくりの支援について	47
43	環日本海・アジア地域・米国等との経済交流及び 物流の活性化について	48
44	デザインの振興について	49
45	北陸新幹線の整備促進について	50
46	富山きとときと空港における航空ネットワークの 充実と冬季就航率の向上について	52
47	地域公共交通の維持・活性化について	53
48	J R 城端線・氷見線の再構築の推進について	54
49	並行在来線を含む地域鉄道等への支援の充実について	55
50	都市基盤整備の推進について	56
51	地方創生や国土強靱化に向けた道路整備の促進について	58
52	東海北陸自動車道の全線四車線化について	60
53	災害につよく強靱な県土づくりに向けた 防災・減災対策の推進について	62
54	利賀ダムの建設促進について	64
55	ダイオキシン類対策における「公害財特法」 失効後の財政措置期間の延長等について	65
56	「国際拠点港湾」伏木富山港の機能強化等について	66
57	日本海側の国際拠点港湾を担う伏木外港の岸壁等 整備について	68
58	戦略的な観光地域づくりの推進について	70
59	国際・広域観光の振興について	71
60	「立山黒部」の高付加価値化の推進について	72
61	カーボンニュートラルの実現に向けた 省エネルギー・再生可能エネルギー対策や 新エネルギー資源開発の推進について	73
62	環日本海地域の環境保全施策（漂着ごみ、生物多様性等） の推進について	74
63	自然環境保全施策（クマ対策の強化を含む野生鳥獣管理、 国立公園の施設整備）の推進について	75
64	原子力防災対策の強化について	76

1 人口減少対策の推進について

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、文部科学省、こども家庭庁)

富山県では、人口減少を克服し、本県の特徴、強みを活かした持続可能で活力ある未来を創造するため、本年4月に「富山県人口未来構想本部」を県庁内に設置し、地方創生、少子化対策や転入促進策などに取り組むとともに、「幸せ人口1000万～ウェルビーイング先進地域、富山」を目指し、関係人口の創出・拡大の取組みを一層進めていくこととしている。

については、東京圏への過度な一極集中の是正を図るとともに、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 デジタル田園都市国家構想交付金について、
 - (1) 全体予算額を対前年度以上とし、所要額を十分確保すること
 - (2) 令和6年能登半島地震による甚大な被害を乗り越えて地方創生の実現を図る複数年度にわたる施設整備事業の採択数拡大、デジタル実装タイプにおける単年度実装必須等の要件緩和、プロフェッショナル人材事業型の継続拡充など制度の拡充を図ること
- 2 地方拠点強化税制については、雇用促進税制の税額控除の大幅拡充や支援対象として移転に関連する施設（職員住宅・社員寮など）の追加など、制度をより充実させること
- 3 少子化対策の推進のため、
 - (1) 若い世代の所得向上対策の強化や雇用のセーフティネットの構築のほか、地域少子化対策重点推進交付金の拡充など、結婚から妊娠・出産、子育てまでの一貫した切れ目のない少子化対策の実施に対する支援を充実強化すること
 - (2) 男性の育児休業の取得促進に向けた機運の醸成、助成金や所得補償などに対する支援を充実強化すること
 - (3) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表及びその実施に係る支援を充実強化すること
 - (4) 不妊治療の治療日数に応じた休暇制度や時間単位年次有給休暇の企業への導入を促進すること
- 4 移住・起業支援金や移住相談会・セミナーの開催、就職期の女性の転入促進にも資する、女性が働きやすく活躍できる環境づくりへの支援など、首都圏や海外等から地方へ人を呼び込む取組みを引き続き実施し充実させること
- 5 テレワークなど新しい働き方の拡大を踏まえて
 - (1) 地方へのサテライトオフィスの誘致・開設に向けた取組みを支援すること
 - (2) 関係人口の創出・拡大に向けた地方の取組みを支援すること
- 6 政府関係機関の研修機能の一部移転として、独立行政法人教職員支援機構による「キャリア教育指導者養成研修」の継続開催及び研修の拡大を図ること

2 人材確保対策の推進について

(内閣官房、内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省)

富山県では、人口減少下でも本県の産業経済が持続的に発展できるように、地方大学の振興、働き方改革と女性活躍の推進、企業が必要とする人材の育成・確保等に取り組んでいる。
については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 デジタル人材の育成を図るため、富山県立大学が令和8年4月の設置に向けて準備を進めている情報工学系大学院の研究施設等の整備に対し「大学・高専機能強化支援事業」による財政支援を行うこと
- 2 魅力的な地方大学の実現、地域の雇用の創出・拡充により、若者の地方への定着を推進するため、地域の特色・ニーズ等を踏まえ、大学改革に取り組むとともに、財政支援を継続すること
- 3 学生募集を停止した地方私立大学や定員未充足となった地方私立大学の教育研究活動を支援するため、私立大学等経常費補助金の弾力的な運用を図ること
- 4 高度なデジタル人材を育成する情報系学部・学科に係る東京23区内の大学の定員増加抑制規定の例外措置について、時限的な定員増であることが担保されるよう制度の厳格な運用に努めること
- 5 働き方改革・女性活躍の推進に係る取組みについて、
 - (1) 同一労働同一賃金の遵守の徹底やキャリアアップ助成金の充実などによる非正規労働者や在職者の処遇改善に向けた取組みへの支援や、長時間労働の是正など働きやすい職場環境づくりに向けた取組みへの支援を充実させること
 - (2) フレックスタイム、テレワークなど多様で柔軟な働き方の推進への支援の充実及び副業・兼業の普及啓発を推進すること
 - (3) 女性の人材育成やキャリアアップ等に対応するため、地域女性活躍推進交付金予算額の確保・拡充及び、職場における男女間の格差解消や女性の健康課題へ取り組む中小企業等への支援など、女性活躍の推進に向けた取組みを充実させること
- 6 人材開発支援助成金等の拡充、民間委託訓練実施経費の増額及び企業と大学等が連携した学び直しの講座への支援など企業のリスキリングや労働者の主体的な能力開発、社会人のリカレント教育への支援を充実させること
- 7 新設された地方就職学生支援事業について、自治体や企業の実情・ニーズ等を踏まえ、より活用しやすい制度となるよう改善を図ること
- 8 高齢者・障害者・就職氷河期世代等の就業支援等の取組みへの支援を引き続き実施し充実させること
- 9 外国人材が活躍できる環境づくりに向けた取組みについて
 - (1) 留学生や特定技能外国人、海外の優秀な人材が就学、就職先として地域を選択し、長く暮らし働き続けられる環境を確保するとともに、外国人材の地方の企業による受入れに対する支援を行うこと
 - (2) 技能実習制度に代わる育成就労制度について、企業における外国人の適正な受入れ、地域の継続的な人材確保に資する制度となるよう十分に配慮すること

3 こどもまんなか社会の実現に向けた こども・子育て政策の推進について

(厚生労働省、文部科学省、こども家庭庁)

こども・子育て政策は、国と地方が車の両輪となって強力に推進していくべき最重要課題であり、富山県では、こどもまんなか社会の実現に向け、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援や困難な環境にあるこどもへの支援等の強化に取り組んでいる。

については、国においては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 財政力によって、こども・子育て支援施策に地域間格差が生じないように、包括的な仕組みづくりなどは全国一律で実施すること
- 2 ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化のため、
 - (1) 0歳から2歳児の保育料無償化の対象拡大
 - (2) 全国一律のこども医療費助成制度の創設
 - (3) 不妊治療の保険適用範囲の拡大、不妊・不育症治療の独自支援を行う地方自治体への財政的支援
 - (4) 妊娠から出産、子育てまでの期間におけるきめ細かな支援のため、妊婦支援給付金の給付方法への地域通貨の追加
 - (5) 経済状況にかかわらず希望する教育を受けられるよう、教育費等の負担軽減や教育環境の整備に対する支援の強化
- 3 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充のため、
 - (1) 新生児マススクリーニング検査に関する実証事業の全額国費補助及び実証事業の参画を希望する全ての自治体の補助採択
 - (2) 保育所等の安定的な運営に資するよう、人件費の上昇などに対応した公定価格の設定に加え、医療的ケア児や障害児等、多様な保育への支援拡充などの保育環境の充実

- (3) 主に1歳児を対象とした保育士等の配置基準改善の早期の実施、保育士等へのさらなる処遇改善や人材確保への支援拡充
 - (4) 放課後児童クラブや一時預かり、病児・病後児保育等の安定的な運営や人材確保のための補助制度の拡充など、地域子ども・子育て支援事業の充実強化
 - (5) 児童相談所や児童心理治療施設の整備及び児童相談所や児童心理治療施設、市町村の専門人材の育成等に対する財政支援などの充実強化
 - (6) 里親委託や児童養護施設等の多機能化・小規模化などの取組みに対する支援の充実強化
 - (7) こどもの居場所づくりや、困難な環境にある子どもへの取組みに対する支援の強化
 - (8) 自立支援給付金制度の支給対象期間の延長や自己負担の軽減など、ひとり親の自立に向けた支援の充実強化
 - (9) フリースクール等民間施設についてのガイドラインの策定や民間施設を利用する家庭に対する財政支援など、学校や教育委員会とフリースクール等との連携を強化する支援体制の構築
- 4 発達障害児への支援の充実のため、児童発達支援センターが障害保健福祉圏域の児童発達支援を提供する拠点施設としてその機能と役割を果たせるよう、財政支援などの充実強化
- 5 こどもの視点や子育て当事者の視点に立った施策の推進のため、子どもや子育て当事者の意見聴取、施策への反映、フィードバックに対する支援の充実強化

4 物価高克服と構造的な賃上げ、経済の好循環の実現について

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、こども家庭庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

賃金上昇が物価高に追いついていない現状を踏まえ、生産性向上により賃上げ原資を確保し、適正な価格転嫁と所得向上につなげ、それに伴う需要や投資拡大による経済の好循環を実現していく必要がある。

については、物価高を上回る構造的な賃上げに向け、次の事項について、格段の配慮を願いたい。

- 1 IoT、AI等を活用したDXの推進や省エネ等への設備投資、労働者のリスクリング等による生産性向上への支援
- 2 適正な価格転嫁の機運醸成に加え、物価高騰に伴う労務費を含めた適切な価格転嫁の監視等の下請取引適正化の推進
- 3 非正規を含めた労働者全体の賃金水準の向上や地域における人材確保のための最低賃金の地域間格差の是正
- 4 地域資源を活用した商品開発や再生可能エネルギーの普及、中小企業のエネルギー転換など、輸入資源に頼らないサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けた支援
- 5 物流事業者の賃上げ原資の確保や物流の生産性向上を図るための支援の充実
- 6 持続可能な農業の実現と食料の安定供給に向け、再生産を可能とする合理的な価格形成の実現と国民の理解醸成
- 7 公共事業を含む国庫補助全般について、エネルギーや資材価格、労務費等の上昇を踏まえた、補助単価等の実態に即した機動的な見直しや事業量の確保のための予算措置
- 8 電気やガス（特別高圧電力やLPガス等も含む）、燃料油などの価格の安定に向けた全国一律の対策の機動的な実施
- 9 燃油価格の高止まりにより厳しい経営状況にある交通事業者に対する財政支援の継続・拡充

5 中山間地域の活性化について

(内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省)

山村過疎地域等を含めた中山間地域（以下「中山間地域」）は、県土の保全や水源の涵養などの多面的機能を有する本県の貴重な財産である。一方で、少子・高齢化や都市部近郊への人口流出、産業の衰退による地域社会の活力低下、農林業の担い手不足による耕作放棄地の増加、さらには、買い物や交通といった生活機能の低下など、集落の維持が深刻な状況に直面している。

このため、県では「中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例」に基づき、中山間地域創生総合戦略を策定し、総合的な対策に取り組むこととしている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 中山間地域において、生活物資や移動手段の確保、医療、防災、除雪などの住民の安全・安心な暮らしが維持されるよう、県や市町村等が行う各種施策に対して、国が責任をもって財政措置を講じること
- 2 中山間地域のコミュニティの維持・活性化に向け、住民主体での地域の未来像を話し合う取組みとともに、集落支援員の設置・活動支援や地域おこし協力隊など地域づくりを支える多様な人材の確保・育成に対する財政措置を充実させること
- 3 中山間地域において農業生産や棚田等の保全活動が持続的に行われるよう、集落協定広域化加算の交付対象期間を延長する制度拡充を含めた中山間地域等直接支払交付金の予算を確保し十分に配分すること
- 4 グリーン・ツーリズムや滞在型・体験型観光、「子ども農山漁村交流プロジェクト」等の交流人口拡大施策に対する財政措置を充実させること
- 5 中山間地域において、日常生活を支えるサービスが将来的にも確保できるよう、自動運転やドローン宅配などデジタル技術を活用した課題解決や、持続可能な物流モデルの構築に向けて、法制度の検討や通信環境等の整備を図るとともに、財政措置を充実させること
- 6 半島地域の住民の安全・安心な暮らしが確保されるよう、令和6年度末に法期限を迎える半島振興法を延長し、令和6年能登半島地震を踏まえた防災・減災、国土強靱化に対する新たな施策を講じるなど半島振興策をさらに充実させること

6 地震防災対策をはじめとする自然災害対策の 充実・強化について

(内閣府、総務省、消防庁、文部科学省、国土交通省、気象庁、環境省)

近年、全国的に地震や洪水、噴火などの自然災害が多発し甚大な被害をもたらしている。令和5年6月、7月の豪雨や、本年1月1日に発生した能登半島地震では、本県においても各地で甚大な被害が発生しており、これら自然災害への対策を進めるため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 災害救助法の適用にあたって被災市町村に格差や不均衡が生じない弾力的な適用基準の制定
- 2 断層に関する調査研究等の早期実施
 - (1) 令和6年能登半島地震をはじめとした石川県能登地方を震源とする群発地震が本県に与える影響についての調査研究等の実施
 - (2) 地震調査研究推進本部による地域評価の早期実施
 - (3) 高岡断層や射水断層などに対する地震調査研究推進本部による地震規模や発生確率に関する長期評価等の実施
- 3 津波対策の推進
 - (1) 津波による被害を軽減するための観測体制の強化
 - (2) 津波の規模等の予測精度の向上などに関する調査研究
 - (3) 堆積物調査などによる過去の津波調査の実施
 - (4) 海岸堤防や避難拠点施設などの整備に対する財政支援
- 4 弥陀ヶ原の火山防災対策の推進
 - (1) 防災訓練の実施など火山防災対策の取組みに対する支援の充実
 - (2) 自然環境や景観に配慮した退避壕等の整備や、山小屋を含めた避難施設への支援の拡充
- 5 災害に強い公立学校施設の整備の促進
 - (1) 学校の防災機能の強化を推進するための予算の確保
 - (2) 避難所機能の整備に係る国庫補助の拡充
- 6 私立学校の耐震補強工事に対する国庫補助率の引き上げ及び耐震改築補助の恒久的な制度化
- 7 木造住宅の耐震化促進予算の確保
- 8 観測・予測技術を活用した流域一体での洪水予測の高度化や、線状降水帯をはじめとした防災気象情報の予測精度の向上と自治体・住民への分かりやすい情報発信
- 9 消防・防災体制の充実
 - (1) 消防団の充実強化を図るための消防団活動に協力的な事業所に対する財政支援
 - (2) 消防防災ヘリコプターの2人操縦士体制の構築に係る支援の充実
 - (3) 全国統一の防災情報システムの構築にあたっての防災関係機関の情報収集・共有を図るための標準化とシステム構築など必要な経費に対する財政支援

7 北方領土の早期返還に向けた外交交渉の推進と次世代後継者の積極的な育成について

(内閣府、外務省、文部科学省)

北方領土は、私たちの祖先が切り拓いた我が国固有の領土であり、日口両国間の真の友好関係を樹立するためにも早期に解決しなければならない極めて重要な課題である。

とりわけ本県は、歯舞群島等での昆布漁の漁場開発に取り組んだことから、北方四島からの引揚者が北海道に次いで多く、その早期返還は県民の悲願である。しかし、戦後78年が経過してもなお解決に至っておらず、最近の外交交渉においても、残念ながら、具体的な進展は見られない。

元島民の高齢化が進むなかで、本県では令和2年9月に元島民の方々の念願であった「富山県北方領土史料室」を整備し、次の時代を担う後継者の育成を図るとともに、史料の散逸防止や元島民の証言等の伝承に努めている。

ロシアによるウクライナ侵略で、領土交渉の今後の展望は大変厳しい状況であるが、領土問題の解決には、国民世論の結集や国民同士の対話と交流の積み重ねが重要であることから、国におかれては、早期返還に向けて、粘り強く交渉を続けられるとともに、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 早期返還に向けた毅然とした外交の推進と返還要求運動の更なる充実並びに国民世論・国際世論の高揚を図るための啓発等の強化
- 2 北方領土教育の一層の充実や青少年交流の拡大など次世代後継者の積極的な育成
- 3 北方墓参をはじめとした国の四島交流等事業の一日も早い再開

8 消費者行政の推進と犯罪被害者等への支援の充実について

(内閣府、消費者庁、総務省、警察庁)

本県では、県民が安全で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、地方消費者行政強化交付金等を活用し、市町村と連携して消費生活相談窓口の機能強化を図るとともに、「富山県消費者教育推進計画」に基づき、環境教育や特殊詐欺未然防止など喫緊の課題をはじめ、持続可能な社会の実現に向けた食品ロス削減やエシカル消費の推進等、消費者教育・啓発活動に重点的に取り組んでいる。

また、平成29年4月に施行された「富山県犯罪被害者等支援条例」に基づき、関係機関等との連携の下、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、平成30年3月には「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」を開設し、性暴力被害者等に対する支援を行っているところである。

については、消費者行政の推進並びに犯罪被害者等支援の充実を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地方消費者行政強化交付金の継続等引き続き必要な財源措置を講ずるとともに、制度の改善を図ること
 - (1) 強化事業の対象については、国として取り組むべき重要な消費者政策に限られていることから、地方の実情に応じて柔軟に活用できるように用途の拡充や補助率の嵩上げを図ること
 - (2) 推進事業に必要な予算を十分に確保するとともに、個別事業ごとに設けられた活用期間の延長や支出限度額の撤廃等を図ること
- 2 犯罪被害者等支援を担う人材を養成するための体系的な研修制度の構築を図ること
- 3 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの安定的な運営や機能の強化を図るための十分な財源の確保と財政支援の大幅な拡充を図ること

9 通学路等における子供の安全確保のための 取組の推進について

(警察庁、文部科学省)

本県では、令和元年に開催した子供の安全確保と地域防犯力の強化に関する有識者会議において、パトロール活動の充実強化、地域安全インフラの構築等について提言を受け、また、令和4年2月には「富山県警察機能強化推進計画」を策定し、地域警察活動の充実を図るため移動交番車の増強及び積極展開を図ることとした。

さらに、県内の交通信号機については、耐用年数を経過した信号制御機の更新率が全国平均を下回っており、信号制御機が劣化すると滅灯、異常現示のおそれがあることから、早急な更新が必要である。併せて、信号灯器をLED化することにより、ドライバーと歩行者双方の視認性を高め、子供の交通事故防止を図る必要がある。

今後、これらの提言、計画等を踏まえ、防犯や交通安全における具体的な施策に反映させていくため、市町村や関係機関・団体と一層の連携・強化を図りながら様々な取組を推進していくこととしているが、国においても、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域警察活動の充実強化を図るため、移動交番車両の増強
配備
- 2 通学路等における歩行者の安全確保のため、信号制御機の
更新、信号灯器のLED化など交通安全施設の高度化更新に
係る予算額の確保
- 3 学校や通学路における子供の安全確保のため、安全教育を
促進する施策の充実及び財政支援の拡充
- 4 公立学校の安全体制を確保するため、防犯対策の施設整備
に対する財政支援の充実

10 県警察の機能強化に向けた施設等整備の推進について

(警察庁)

本県警察では、人口減少・少子高齢化の急速な進行やサイバー犯罪等新たな治安上の脅威といった情勢の変化に的確に対応し、将来にわたり高い治安水準を保持できる、しなやかで強靱な組織体制を構築するため、令和4年2月に「富山県警察機能強化推進計画」を策定したところである。本計画の重要な柱である警察署の再編については、隣接する小規模警察署を統合し総合的な治安機能を高めるとともに、統合の機会に合わせ十分な施設規模、機能を有する新たな警察署を建設することとしており、今後、再編対象となっている県内4エリアにおいて新庁舎整備に向けた手続きを順次進めていく。

また、今や、ほぼ全ての事件の犯行ツールとして、スマートフォン等のデバイスが使用されている現状にある。被疑者の検挙や犯罪の実態解明のためには、匿名性の高いツールや新規機種に対応する高度な解析資機材の充実を図る必要がある。

さらに、警察官の安全が脅かされる現場において、初動対応を強化し、警察官の生命を守りつつ現場の状況を把握するためには、ドローンの活用が有効である。

加えて、地域警察官が臨場する現場は、未舗装の悪路や雪道等を通行しなければならない場合もある。どのような道路条件でも確実に現場臨場するためには、高床バン型及び四輪駆動式の無線警ら用車両等が求められる。

これらの施設等の整備は、能登半島地震を踏まえた災害対処能力の強化の観点からも必要な取組であり、特段の配慮を願いたい。

- 1 近年の建設資材や人件費等の高騰に対応するため、施設補助金新営単価の増額及び予算額の確保
- 2 施設整備における防災・減災対策やカーボンニュートラルへの対応にかかる財政支援の拡充
- 3 高度解析ツールの整備
- 4 初動活動用のドローンを配備
- 5 国家資格取得ドローン操縦士の育成
- 6 高床バン型及び四輪駆動式の無線警ら用車両等を配備

11 「連携中枢都市圏」への支援について

(総務省)

本県では、平成28年10月に、高岡市、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市において「とやま呉西圏域連携中枢都市圏」が、平成30年1月に、富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町において「富山広域連携中枢都市圏」が形成され、産業、医療、福祉、教育、公共交通など様々な分野で連携事業に取り組んでいる。

また、県としても、連携中枢都市圏をはじめ、市町村の連携事業について財政的に支援する制度を設けている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 連携中枢都市圏の取組みに対する財政措置の安定的な確保及び充実
- 2 連携中枢都市圏等の取組みに対し、都道府県が支援する場合の地方交付税等による財政措置の創設

12 地方分権の実現と安定した地方税財政制度の 確立について

(内閣府、総務省、財務省)

エネルギー価格や物価が高止まりし、社会保障関係費の増加も見込まれる中、地方の増大する役割に対応し、その実情を十分に反映した地方分権を実現していくために、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地方分権改革の推進において、地方の提案を着実に実現するとともに、「従うべき基準」や計画策定等を規定する法令等の見直しを進めること。また、「国と地方の協議の場」の運営にあたっては、地方に関する重要施策について、地方の意見を適切に反映させるよう努めること
- 2 安定した地方税財政制度の確立
 - (1) 令和7年度以降においても、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済の活性化、こども政策、DXやカーボンニュートラルの推進、防災・減災対策、人への投資など地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること
 - (2) 地方交付税の総額を拡充するとともに、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。臨時財政対策債については、廃止や地方交付税の法定率の引上げも含めた抜本的な見直しを図るべきであり、発行額の縮減・抑制に努めるとともに償還財源を確実に確保すること
 - (3) こども・子育て加速化プランの実施にあたっては、支援金制度を円滑に構築するとともに、地方負担について地方財政計画に確実に反映すること。また、地方がその実情に応じた独自の政策を実施できるよう、地方財政措置を拡充すること
 - (4) 災害対策の拠点となる公用施設や公共施設の十分な防災機能を確保するための整備・改修に対する財政措置を拡充すること
 - (5) 頻発する自然災害への対応として、地方が防災・減災対策を強化できるよう、緊急浚渫推進事業債の継続など地方財政措置を拡充すること
 - (6) 法人事業税について、収入金額課税を堅持すること

13 デジタル・トランスフォーメーションの 加速化について

(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、デジタル庁)

本県では、直面する諸課題を克服するため、富山県デジタルによる変革推進条例を制定し、地域や産業、行政のDX・生産性向上、デジタル社会を支える人材の確保・育成にスピード感を持って取り組んでいる。ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域・産業のDX・生産性向上
 - (1) ローカル5G導入等に対する財政的・技術的支援
 - (2) データヘルスを活用した健康寿命延伸対策の充実に対する支援
 - (3) 地域課題をデジタルで解決する実証実験など、デジタル産業の振興や県内産業の高度化、企業の生産性向上を後押しするDX推進に対する支援
 - (4) ロボット・AI等を利用したスマート技術の開発促進など、農林水産業の持続的な発展に向けた施策の強化
- 2 行政のDX・生産性向上
 - (1) 行政手続のオンライン化における支障事由の解消及び地方自治体のシステム改修等に対する技術的・財政的な支援
 - (2) 国が整備する自治体行政手続等の電子申請システムについて、電子納付を可能とする仕組みを構築
 - (3) 税外収入のeLTAx活用に向けた地方自治体のシステム改修等に対する技術的・財政的な支援
 - (4) マイナンバーカードの利活用拡大に対する技術的・財政的支援の継続と、国民に広く理解を得るための、メリットや安全性についての広報の一層の強化
 - (5) 国が進める基幹系業務システムの標準化・共通化に対する技術的・財政的な継続支援及び柔軟な運用
 - (6) アプリ・サービス・データの連携による地域課題の解決に向けた基盤の機能強化・更新などに対する技術的・財政的な継続支援の充実
 - (7) 行政のDX・生産性向上に必要な情報通信基盤等の整備・更新に対する継続的かつ十分な財政措置
- 3 デジタル社会を支える人材の確保・育成
 - (1) データサイエンス教育やGIGAスクール構想に基づくICT教育の推進など、デジタル社会を支える人材育成に対する支援の充実
 - (2) 誰一人取り残さない「デジタル社会」の実現に向けて、地域の実情に応じて行うデジタルデバイド対策に対する支援

14 外国人材活躍・多文化共生の推進について

(法務省、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

本県においては、県内の外国人住民数が近年増加していることなどを踏まえ、富山県外国人材活躍・多文化共生推進プランに基づき、国や市町村等と連携して、外国人材が活躍できる環境を整備するとともに、外国人が暮らしやすい多文化共生の地域づくりを一層推進するため、次の事項について、国の責任において取り組まれるよう格段の配慮を願いたい。

- 1 留学生や特定技能外国人、アジア等海外の優秀な人材が就学、就職先として地域を選択し、長く暮らし働き続けられる環境を確保するとともに、外国人材の地方の企業による受入れに対する支援を行うこと
- 2 技能実習制度に代わる育成就労制度については、企業における外国人の適正な受入れ、地域の継続的な人材確保に資する制度となるよう十分に配慮すること
- 3 外国人に対する行政・生活情報の多言語化や日本語教育など、多文化共生社会の実現に向けた取組みに必要な予算を十分に確保し、地方自治体が計画的かつ総合的に実施することができるよう、地方交付税等も含めた財政措置を充実すること
- 4 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援のため、教員の定数措置を充実すること
- 5 外国人材の活躍・定着に向け、企業等が行う日本語能力の向上を図る取組みへの支援を行うこと

15 G7 富山・金沢教育大臣会合を踏まえた「子供たちのウェルビーイング」の実現に向けた教育の充実について

(文部科学省、総務省)

本県では、令和4年3月に「教育振興基本計画」を策定し、教育を通じた「全ての県民が生き生きと自分らしく暮らせるウェルビーイングの向上」を目指し、取組みを進めているところである。

こうした中、昨年5月に開催されたG7の「富山・金沢宣言」を踏まえ、今年度、県教育委員会に「教育みらい室」を設置し、施策の推進体制を強化したところである。

については、子供たちのウェルビーイングの向上、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた教育環境の整備・充実を図るため、次の事項について格段の配意を願いたい。

- 1 個別最適な学びを進めるため、ICT環境の充実を図ること
 - (1) 教材及び指導方法の開発・提供や、CBTシステムの学習コンテンツ拡充など、教員のICT活用指導力や情報教育指導力の向上、及び個に応じた学びの充実のための支援
 - (2) 情報通信技術支援員の配置に係る県及び市町村への財政措置の継続・拡充
 - (3) 高校を含めた全ての学校での1人1台端末の更新費用への財政支援の拡充
 - (4) デジタル教科書の導入に係る財政支援
- 2 個に応じたきめ細かな指導の充実等に向け、教職員定数の改善を図ること
- 3 子供と向き合う時間の一層の確保に向け、学校における働き方改革を図ること
 - (1) スクール・サポート・スタッフ配置のための財政支援措置の更なる拡充
 - (2) 部活動指導員配置のための財政支援措置の更なる拡充
 - (3) 休日の部活動の段階的な地域移行に向けた財政支援
 - (4) 担い手確保や資質向上のための教員養成の改善充実
 - (5) 教員の勤務実態を踏まえた教職員給与の改善及び必要な財政措置の検討

16 個に応じたきめ細かな指導の充実等に向けた 教職員定数改善等について

(文部科学省、総務省)

国は、小学校において専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るため、教科担任制推進教員の配置を一年前倒しで実施したが、学校教育を取り巻く複雑化・多様化する課題に的確に対応するには、引き続き、少人数教育や小学校における教科担任制等の指導体制の充実が図られるよう教職員定数の拡充が必要となっている。

特に、外国人児童生徒も増加傾向にある中、相談員等を含めた人的支援の充実が必要である。また、教育環境の急激な変化に対応できるよう、初任者の指導力向上が急務となっている。

については、個に応じたきめ細かな指導の充実等を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 少人数教育等を確実に推進するため、地方の実情を十分聞きながら小・中学校の学級編制の標準の見直しを進め、新たに教職員定数改善計画を策定するとともに、その実施にあたっては、加配定数を維持しつつ、純増での基礎定数の改善と財源確保を図ること
- 2 多様な教育ニーズに対応するための教職員配置等を充実すること
 - (1) 少人数指導など指導方法の改善のための定数措置
 - (2) 小学校高学年における教科担任制の実施に向けた定数措置
 - (3) 外国人児童生徒に対する日本語指導のための定数措置及び母語に対応できる相談員等の配置のための財政支援
 - (4) 統合校及び義務教育学校の運営安定化のための経過的な定数措置
 - (5) 補習等のための指導員等派遣事業の拡充
 - (6) 学校司書配置のための財政支援措置の拡充等
 - (7) 地方の実情に応じ、初任者4人につき1人の初任者研修指導教員配置となる定数措置及び財政支援措置の更なる拡充
 - (8) 分校への配置も含め、地域の実情に応じた養護教諭の定数措置

17 小中学校等の施設整備の推進について

(文部科学省)

小中学校をはじめ公立学校施設については、老朽化が急速に進んでおり、安全面での不安を抱えた施設や、機能面で不十分な施設が多くある。これに加え、再編統合や少人数学級の推進等のための教育環境の整備促進など、実情に応じた様々な施設整備が必要である。

このため、本県では、老朽化した学校施設の計画的改善を進めるとともに、充実した教育活動を展開できる施設設備環境を整えるなど、安全・安心かつ快適な教育環境を確保するため、公立学校施設の整備充実に積極的に取り組んでいるところである。

とりわけ再編統合に関しては、富山市水橋地区統合校整備事業において、地域住民の合意のもと、県と市が連携して取り組んでいるところであるが、市において「解体から建設、維持管理等を含めたPFI方式」で実施しており、少子化による児童生徒数の減少という学校教育及び地域社会にとっても喫緊の課題に対応した、今後の全国の再編統合事業のモデルケースになるものと考えている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 老朽化対策や再編統合、少人数学級の推進等のための公立学校施設整備を円滑かつ計画的に実施できる予算の確保
- 2 新しい義務教育統合校の整備事業を円滑に進めるために不可欠な、一体的な事業（高校校舎の解体分）に対する支援

18 特別支援教育等と不登校等困難を抱える子どもたちへの支援の充実について

(文部科学省、総務省)

インクルーシブ教育システムの推進に向け、本県では、令和4年3月に富山県特別支援学校将来構想を策定して、施策の強化を図っているところである。特別な教育的ニーズのある児童生徒に対しては、通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備とともに、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上が必要である。

また、いじめ、不登校などは依然として深刻な状況にあることから、学校現場からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置拡充が求められるとともに、多様な子どもの学びの場や居場所の確保のための支援体制の構築が必要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 インクルーシブ教育システムの推進の観点から、特別支援教育を一層充実すること
 - (1) 特別支援学級・通級指導等に係る教職員定数の確保及び学級編制の標準の引下げ
 - (2) 特別支援教育支援員の配置に係る財政支援の拡充
 - (3) 教員の専門性を高めるために、特別支援学校教諭免許状の保有率向上策の拡充、及び教員研修に対する支援の拡充
 - (4) 高等学校を含む公立学校のバリアフリー化等の合理的配慮に対する財政支援の更なる充実
 - (5) 医療的ケア児の学校での教育活動を保障するため、看護職員配置及び通学支援の拡充
- 2 大学等における知的障害者の学びの場づくりについて実践的な研究を継続すること
- 3 いじめ、不登校等の諸課題の解消、予防を図るため、生徒指導に伴う定数措置の拡充、及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに係る財政支援を拡充すること
- 4 多様な子どもの学びの場や居場所となるフリースクール等の民間施設の質の確保に向けたガイドラインを策定するとともに、地方自治体が実施するこれらの民間施設を利用する家庭への支援、学校・教育委員会と民間施設との連携を強化する取組みに対する財政支援の創設

19 私立学校の振興について

(文部科学省)

近年における少子化の影響等により、私立学校をめぐる経営環境は大変厳しい状況にある。また、生徒や園児の安全確保を図るための学校施設の耐震化や高等学校等就学支援金制度における所得制限の導入に伴う事務負担の増加、専門学校における職業教育への更なる支援等が求められているところである。

については、私立学校の教育水準の維持向上と保護者負担の軽減及び私立学校経営の健全化を促進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 私立学校の耐震補強工事について、公立小中学校と同様の国庫補助率へ引き上げるとともに、 I_s 値0.3以上の建物について、 I_s 値0.3未満と同様の国庫補助率へ引き上げること。また、耐震改築補助制度については、時限措置を撤廃し、恒久的な制度化を図ること
- 2 私立高等学校等就学支援制度については、多子世帯やひとり親世帯など経済面で困難を抱える家庭のこどもたちが、経済的な制約を気にせず自由に進学先を選択できるよう、財政支援の充実を図るとともに、国の責任において、事務費を含めた確実な財政措置を講ずること
- 3 私立高等学校等経常費助成費については、少子化による生徒数の減を踏まえ、生徒等1人あたり単価の一層の増額を図ること
- 4 ICT教育環境における公私間格差が生じないように、ICT教育設備整備推進事業を始めとする私立高等学校等のICT環境の整備に対する補助制度の充実を図ること
- 5 地元産業を支える職業教育機関である専門学校が安定的な教育活動を行えるよう、その運営に必要な経費に対する新たな補助制度の創設を図ること

20 文化観光の推進について

(文部科学省、国土交通省)

本県への誘客と地域活性化において、文化観光の推進は重要な取組みであり、昨年策定した富山県文化振興計画の後期重点施策においても、施策の新たな柱の1つとして位置づけ、取組みを進めていくこととしている。

本県には、世界遺産の五箇山合掌集落や国宝の瑞龍寺・勝興寺をはじめとする多彩な有形無形文化財や個性的な美術館・博物館など、様々な文化資源が県全域にあることから、文化観光の取組みを通じ、文化資源の更なる磨上げとともに、観光振興・地域活性化を図っていくこととしている。

特に、立山エリアにおいては、富士山・白山・立山の日本三霊山をテーマとした学術文化・観光等における広域連携、「黒部宇奈月キャニオンルート」の一般開放など、国内外から高い注目が集まる中、昨年9月に「立山博物館を中核とした文化観光拠点計画」が文化観光推進法による認定を受けたところであり、計画に掲げた取組みを順次進めている。

については、次の事項について各段の配慮を願いたい。

- 1 県内各地域の様々な文化資源を活かした文化観光の推進への支援
- 2 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業費の十分な確保と拠点計画に掲げた取組みへの支援

21 地方から世界に発信する芸術文化の振興について

(文部科学省)

全国初の芸術特区に認定された本県の県立利賀芸術公園では、40年超にわたって、劇団SCOT（主宰：鈴木忠志）による「SCOTサマー・シーズン」や令和元年に開催した「第9回シアター・オリンピッククス」等を通じ、世界の演劇人による創造の場、次代の芸術家を育成する場として、アジアを代表する舞台芸術の拠点の形成に取り組んでいる。

多様で特色ある日本文化を世界に発信するには、地方の質の高い芸術文化の創造と発信が重要であり、また、こうした活動が文化による「地方創生」につながることから、このような地方の取組みを推進するための支援の充実や文化芸術による地域の活性化など、地方公共団体が行う地域の文化資源等を活用した文化芸術活動に対する支援が必要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

これまでの世界各国との交流や人材育成の成果を活用し、利賀をアジアを代表する舞台芸術拠点として発展させるための、世界最高水準の舞台芸術の創造活動や、地域の文化拠点である劇場・音楽堂等への支援の強化



鈴木忠志演出「リア王」(利賀芸術公園：新利賀山房)



利賀芸術公園「野外劇場」

22 「近世高岡の文化遺産群」の世界文化遺産登録の推進等について

(文部科学省)

本県から世界文化遺産候補として提案した「近世高岡の文化遺産群」は、平成20年、「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」と位置づけられた。「近世高岡の文化遺産群」は、江戸時代の都市を形成した資産が創建当初の姿で残され、さらに城下町から商工業都市へ発展する過程を示す資産が良好に存在する極めて貴重で魅力的な遺産群である。

こうした資産は近年、金屋町や吉久地区の国重要伝統的建造物群保存地区選定、高岡城跡の国史跡指定、高岡の町民文化や北前船寄港地の日本遺産認定、高岡御車山祭のユネスコ無形文化遺産登録、菅笠の伝統的工芸品指定と相次いで高い評価をいただき、さらに令和4年12月には勝興寺が本県及び高岡市2件目の国宝に指定された。

そうした中、金屋町や吉久の町並み整備、高岡城跡の多言語解説整備、旧高岡共立銀行の保存活用計画の作成、勝興寺の宝物展の開催など、まさに構成資産のさらなる磨き上げにふさわしい様々な取組みが進められてきたが、今般の能登半島地震ではこうした貴重な文化遺産が被災し、早期の復旧に努めているところである。また、国宝「瑞龍寺」では、大規模災害に備え、仏殿や法堂などの耐震化を図るなど、防災対策の強化に取り組むこととしている。

こうした先人から受け継いだ貴重な文化遺産群に一層の磨きをかけ、また、その魅力を積極的に発信する取組みは、ふるさと富山への誇りや愛着の醸成及び魅力ある地域づくりの推進に大きく寄与するものであり、については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 「近世高岡の文化遺産群」の世界遺産暫定一覧表への記載
- 2 能登半島地震で被災した瑞龍寺や勝興寺、山町筋・金屋町・吉久などの文化遺産の早期の復旧への支援
- 3 国宝「瑞龍寺」の耐震化及び「勝興寺」の公開活用への支援
- 4 高岡城跡、山町筋の旧高岡共立銀行、金屋町、吉久など国指定・選定文化財の保護への支援
- 5 日本遺産に認定された高岡への支援
- 6 菅田の重要文化的景観の選定に向けた取組みへの指導・助言

○ 勝興寺（国宝）



○ 金屋町（重要伝統的建造物群）



○ 山町筋・旧高岡共立銀行



○ 吉久地区



○ 瑞龍寺（国宝）



23 ユネスコ無形文化遺産等の魅力発信への支援について

(文部科学省)

平成28年11月、本県の国指定重要無形民俗文化財「高岡御車山祭」、「魚津のタテモン行事」、「城端神明宮祭の曳山行事」を含む「山・鉦・屋台行事」がユネスコ無形文化遺産へ登録された。さらに令和6年3月には、国指定重要無形民俗文化財「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」のユネスコ無形文化遺産登録に向け、「山・鉦・屋台行事」に追加する提案書を我が国からユネスコへ提出いただいた。いずれも本県が世界に誇る曳山行事であり、これまで国の支援を受けながら、県・市・保存団体等が協力して保存・継承に努めてきた。

また、県内各地に国指定の有無を問わず本県の歴史と文化を解明する上で重要な地域固有の伝統行事が伝承されているが、少子化による担い手不足、コロナ禍による行事の中断などにより存続が危ぶまれている。こうした中、国においては、用具の整備などに支援する「地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業」が設けられ、地域固有の伝統行事の保存・継承に大きく寄与している。

については、令和7年の審査における「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」のユネスコ無形文化遺産の登録、既に登録されている行事をはじめとした本県固有の文化遺産の保存と情報発信等の取組みへの支援について、格段の配慮を願いたい。

- 1 「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」のユネスコ無形文化遺産への登録推進
- 2 ユネスコ無形文化遺産「高岡御車山祭」、「魚津のタテモン行事」、「城端神明宮祭の曳山行事」及び「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」をはじめとした国指定文化財への保存修理や後継者育成、情報発信への支援継続
- 3 地域固有の伝統行事の伝承基盤整備への支援継続



放生津八幡宮祭の曳山・築山行事

〔曳山と築山という形態の異なる2つの「山」行事が一体となって伝承〕



高岡御車山祭

〔400年にわたり受け継がれてきた絢爛豪華な祭り〕



城端神明宮祭の曳山行事

〔神輿に鉾・曳山・庵屋台を伴う地域色豊かな祭り〕



魚津のタテモン行事

〔三角形のタテモンを曳き回す航海安全・大漁祈願の祭り〕

24 「立山砂防」の世界文化遺産登録の推進等について

(文部科学省、国土交通省、環境省)

本県から世界文化遺産候補として提案した「立山・黒部」は、平成20年、「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」と位置づけられた。

この審議結果を踏まえて、立山砂防を中心とした資産価値の向上に向けた取組みを進め、平成29年11月には、常願寺川流域にある本宮堰堤と泥谷堰堤が、我が国を代表する近代砂防施設として既に指定されている白岩堰堤と合わせ「常願寺川砂防施設」として国の重要文化財に指定された。

さらに、同年12月には、日本イコモス国内委員会の「日本の20世紀遺産20選」にも3番目と上位で選定されたところである。

「立山砂防」は、災害の多いわが国にあって、多雨多雪や脆弱な地質など土砂が流出しやすい条件が重なる世界に類を見ない過酷な自然環境の中で人々の暮らしを守り続けてきた災害に対する人間の独創的な対応力、回復力を示す防災遺産であり、人類全体の貴重な文化資産としての価値を有している。現在まで、立山砂防の顕著な普遍的価値の証明に向けた調査研究や国際シンポジウムの開催など様々な取組みを進めており、平成30年10月の国際防災学会インタープリメント2018では、立山砂防が人類共通の遺産として共有すべき顕著な普遍的価値を有しているとする「富山宣言」が採択されるなど、高い評価をいただいた。

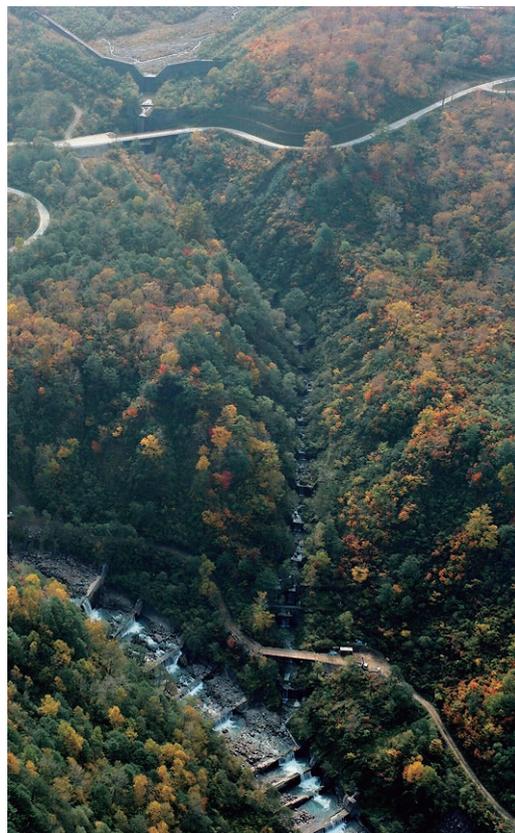
これらの取組みは、ふるさと富山への誇りや愛着の醸成及び魅力ある地域づくりの推進に大きく寄与するものであり、については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 「立山砂防」の世界遺産暫定一覧表への記載
- 2 「常願寺川砂防施設」の保存・活用の推進
- 3 立山カルデラ現地視察など立山砂防の歴史的・文化的価値の啓発活動に対する支援
- 4 日本ジオパーク「立山黒部」内の中部山岳国立公園の整備の推進

○ 常願寺川砂防施設（国指定重要文化財）



白岩堰堤



泥谷堰堤



本宮堰堤

25 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備の推進について

(厚生労働省、法務省)

地域共生社会を実現するためには、複雑化・複合化する地域住民の支援ニーズへの対応や、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加等を見据えた包括的な支援体制づくりを構築し、維持し続けていくことが重要であり、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進させていく必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域共生社会の実現に向けた効果的な取組みである重層的支援体制整備事業等の安定的かつ十分な財源の確保
- 2 退院支援から看取りまで医療ニーズの高い利用者のケアを実施する訪問看護の重要性に鑑み、安定的・継続的にサービスを提供できるよう、訪問看護体制の強化に向けた支援
- 3 介護事業所が、社会環境が大きく変化する中においても安定的・継続的にサービスを提供できるよう、介護事業所の経営実態を踏まえた適切な介護報酬の設定
- 4 介護人材の確保・定着
 - (1) 介護事業所で働く従事者の更なる処遇改善
 - (2) 介護ロボットやICT等のテクノロジー導入など職場環境の改善や経営の効率化を図る施策の推進
 - (3) 若者や親世代の介護への理解促進とイメージアップを図る施策の推進及び介護福祉士等修学資金の貸付期間(2年)に応じた安定的かつ十分な財源の確保
- 5 更生保護地域連携拠点事業の継続的な予算確保と県内での拠点整備

26 障害のある人のニーズに即した福祉施策の充実について

(厚生労働省、こども家庭庁)

障害のある人のニーズに対応した、より適切で安定した福祉サービスを提供するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域生活支援事業等に係る補助金については、各地方公共団体が障害のある人のニーズにきめ細かく対応することができるよう、所要総額を十分確保すること
- 2 障害のある人が住み慣れた地域で共に暮らせるよう、
 - (1) 地域のニーズに即した施設整備計画を着実に推進していきけるよう、施設整備補助金の所要総額を確保すること
 - (2) 在宅の重度障害者等に対する医療的ケアに係る医療機器や工賃向上に資する機器など、障害に応じたサービス提供に必要な備品や設備の購入費用に対する支援をすること
- 3 重度の障害者に対する医療費助成については、地方公共団体が実施しているが、本来はナショナルミニマムであり、国において、新たな医療費助成制度の整備と必要な財政措置を講じること
- 4 一人ひとりの特性に応じたサービス提供を確保するため、
 - (1) サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員の研修講師などとして運営に職員を参画させる事業者の負担軽減を図ること
 - (2) 生活介護等の生活支援員、共同生活援助の世話人その他従事者の資質向上を図る研修制度を創設すること
 - (3) 医療機関や障害福祉サービス事業所等において、医療的ケア児等コーディネーターや支援者を配置して、効果的な支援を提供した場合に報酬上の評価がなされるよう検討すること
- 5 発達障害児者が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、国において専門医の養成に取り組むとともに、支援者の育成や関係機関の連携を推進する施策に対して必要な予算を確保、拡充すること
- 6 障害福祉サービス事業所が安定的・継続的にサービスを提供できるよう、従事者の更なる処遇改善や対象職種の新規拡充を図るほか、事業所の経営実態を踏まえた適切な報酬を設定すること

27 医療提供体制の改革について

(厚生労働省)

人口減少が進む中、医療需要の変化に柔軟かつ迅速に対応できる持続可能な医療提供体制を構築するとともに、救命救急センターや周産期母子医療センター運営事業など、命を守る質の高い医療を提供するために、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域の実情を踏まえて地域医療構想の取組を進めるため、地域医療介護総合確保基金については、在宅医療の推進（事業区分Ⅱ）及び医療従事者の確保（事業区分Ⅳ）事業において、必要額に応じた配分とするとともに、区分間の流用を可能とすること
- 2 医療提供体制推進事業費補助金については、救命救急センターや小児初期救急センター事業の安定的な実施のため十分な財源を確保するとともに、周産期母子医療センター運営事業に対する支援を充実すること
- 3 医療施設等設備整備費補助金については、新興感染症等発生時における院内リスクの回避、中山間地やへき地での医療に取り組む医療機関の設備整備に対する支援について、十分な財源を確保すること
- 4 医師確保が必要な地域等に医師を配置・確保することを目的として増員された医学部臨時定員枠の見直しにあたっては、医師の働き方改革の影響など地域の実情を十分に考慮するとともに実効性のある偏在対策を実行するほか、医師修学資金貸与事業に関する地域医療介護総合確保基金の柔軟な運用など都道府県への支援を充実すること
- 5 地域における医療・介護サービスの充実を図るため、看護職員の量の確保はもとより、専門性の高い看護師の養成・確保に対する支援を行うこと
- 6 新型コロナについて、ワクチン定期接種の継続的な費用負担軽減、罹患後症状の調査実施・知見の周知、感染拡大時の国による広報等の実施を行うこと
- 7 新たな感染症への備えとして、設備整備や医療資材の備蓄等に対し継続的な財政支援を行うこと

28 がん対策の推進について

(厚生労働省)

富山県では、「県がん対策推進計画」に基づき、予防の強化と早期発見の推進、質の高い医療の確保、患者支援体制の充実を柱として、総合的ながん対策に取り組んでいるところである。

については、がん対策の充実強化を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

がん検診受診率向上対策の一層の充実によるがんの早期発見・早期治療のため、

- (1) がん検診の総合支援事業の継続
- (2) 全医療保険者のがん検診実施状況等に関する情報を一元化し、地方自治体に還元する仕組みの整備
- (3) 医療保険者・事業主のインセンティブ制度の充実によるがん検診受診の促進

29 医薬品産業の振興について

(厚生労働省)

富山県の医薬品産業は高い製造技術を有し、富山県は国内トップクラスの製造拠点となっている。

度重なる薬価の改定、資材・原料価格の高騰、医薬品の供給不安の発生、バイオ製品など医薬品のトレンドの変化、連続生産など革新的な製造技術の導入など、医薬品産業を取り巻く環境が大きく変化するなか、本県では産学官が連携して取り組む「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムによるプロジェクト等各種施策に取り組んでいる。

本県の医薬品産業が更に発展し、日本の成長を牽引していくため、次の事項について各段の配慮をお願いしたい。

- 1 製薬企業が取り組む医薬品の研究開発、革新的製造技術の導入、国産化・安定供給確保に資する設備投資、バイオ医薬品等の製造に関する人材育成などへの支援と、それらを後押しする薬事・薬価等の制度改革や産業政策の推進
- 2 富山県と連携協定を締結している各国立研究開発法人等（成育医療研究センター、医薬基盤・健康・栄養研究所及び国立医薬品食品衛生研究所）と、富山県薬事総合研究開発センターが行う各研究開発等への支援
- 3 製薬企業の国際展開を促進するため、アジア諸国等との薬事規制調和の推進と、医薬品医療機器総合機構（PMDA）北陸支部を活用した海外の薬事行政官への研修等の実施拡充
- 4 製薬企業の製造管理・品質管理技術の向上や適切な運用を図るため、製薬企業を対象とした講習会の実施や、都道府県を対象とした立入検査等に関する研修会の開催
- 5 地域医療だけでなく製薬企業や行政でも必要とされる薬剤師の確保のため、首都圏等と地方の地域偏在解消に向けた全国的な施策の推進と都道府県への支援の充実

30 食料の安定供給と農業の持続的な発展に向けた 施策の強化について

(農林水産省)

国では、食料・農業・農村基本法を改正し、食料安全保障の確保や環境と調和のとれた持続可能な農業の展開、スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入等による生産性の向上などを加速化することとされている。

本県では、生産力向上と持続性の両立を図りつつ、「稼げる」農業を実現していくため、スマート農業の推進や担い手の経営基盤の強化、「県みどりの食料システム基本計画」に基づく、有機農業などの環境負荷低減の推進に取り組んでいるところである。しかしながら、今年の猛暑等温暖化による農作物等への影響が大きくなっており、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 みどりの食料システム戦略の実現に向けた、イノベーション等による持続的生産体制の構築と支援の充実・強化を図ること
 - (1) スマート農業技術の開発促進に加え、機械等導入、人材育成のための予算の確保
 - (2) 有機農業などの取組みを推進するためのみどりの食料システム戦略推進交付金の継続的な予算の確保並びに、水田除草機等の導入を支援する事業の創設や農地利用効率化等支援交付金などの要件緩和
 - (3) プラスチックフリー肥料の国研究機関及び肥料メーカーでの開発の加速化
- 2 地球温暖化に対応していくため、農作物の安定的な品質・収量の確保や家畜のストレス低減に向けた高温対策技術の開発並びに高温耐性品種の育成・普及に対する支援の充実
- 3 担い手と新規就農者に対する支援の充実を図ること
 - (1) 経営基盤の強化や集落営農の活性化等に必要な農業用機械・施設の整備や円滑な経営継承など農業経営支援の拡充及び十分な予算の確保
 - (2) 農地貸借手続きの農地中間管理機構への一元化等に伴う業務量増に対応するため、農地中間管理機構事業の国の補助率の維持と十分な予算の確保
 - (3) 農業教育機関での機能拡充や独立・自営就農者の機械導入を支援するため、新規就農者育成総合対策の拡充及び十分な予算の確保
 - (4) 高齢者や外国人など多様な人材の確保・育成に向けたハード・ソフト両面からの支援
- 4 女性の活躍推進に向け、働きやすい環境整備への支援の充実を図ること
- 5 肥料などの生産資材や飼料等の価格高騰の状況に応じた農業経営への影響緩和対策を講じるとともに、価格補てん対策の運用改善及び合理的な価格形成に向けた国民の理解醸成を図ること

31 地方の実情に即した水田農業政策等の充実について

(農林水産省)

水田農業が主体の本県において、需要に応じた米生産と大豆や高収益作物等を組み合わせた水田のフル活用などによる農業所得の確保に向け、県独自の施策も併せて行いながら、積極的に取り組んでいるところであり、意欲ある農業者が、希望を持って安心して農業に取り組めるよう、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 米政策の推進にあたっては、米の需給と価格の安定を図るための必要な措置や米・米粉の実効性のある需要拡大対策の強化など適切に対応すること
- 2 大豆や麦のほか、タマネギなどの地域振興作物等による水田のフル活用を推進するため、水田活用の直接支払交付金などの継続的な予算の確保と配分を行うとともに、特に、経営所得安定対策等推進事業費補助金について、農業再生協議会の的確な業務のための十分な配分を行うこと
また、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しに関し、地域特有の課題等に配慮するほか、水田輪作や畑作物の本作化等の対応についての十分な検討・調整期間の確保と畑地化促進事業の拡充を図ること
- 3 強い農業づくり総合支援交付金や産地生産基盤パワーアップ事業など、園芸等の産地の育成・広域化に向けた機械・施設整備のための予算の確保と充実を図るとともに、資材価格高騰等に伴い補助上限額を引き上げること
- 4 畜産の経営基盤強化に向けた支援の充実を図ること
 - (1) 畜産クラスター事業の十分な予算の確保
 - (2) 家畜伝染病による被害防止対策の一層の強化及び消費・安全対策交付金等の十分な予算の確保
 - (3) 食肉センターの施設整備等に対する財政支援の拡充
 - (4) 産業動物臨床獣医師の遠隔診療体制を確保する環境整備に対する財政支援
- 5 民間育成品種も含め、原種の供給や生産物審査などの優良な種子生産に果たす都道府県の役割を担保するため、地方交付税の増額など財源措置の拡充を図ること

32 農林水産物等の輸出促進について

(農林水産省)

国では、2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を掲げ、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の下、輸出促進の取組及び支援体制の充実・強化が図られている。

本県としても、令和4年3月に策定した「富山県農林水産物等輸出拡大方針」（とやま輸出ジャンプアップ計画）に基づき、意欲のある生産者・事業者の販路拡大を支援するとともに、市町村及び近隣県と連携して輸出拡大に取り組んでいる。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域独自の輸出拡大に向けた取組みや、複数の都道府県が、それぞれの強みを活かして連携して行う輸出拡大策に対する支援制度の創設
- 2 地域輸出商社を中心とした地域の実情に応じた多品目・小ロットの農林水産物・食品をまとめて輸出する取組みへの支援
- 3 中国向けコメ輸出の条件となる施設指定に係る調査への切れ目ない支援と指定施設等（精米工場・くん蒸倉庫）の拡大
- 4 国産農林水産物の安全性については、これまで以上に国内外における正確で分かりやすい情報発信を積極的に行うなど、風評の払しょくに努めること
- 5 新市場開拓用米を対象としたコメ新市場開拓等促進事業などの継続的な実施
- 6 国際競争力の強化や、SDGsに貢献する国際水準GAPの認証取得及び更新に対する支援の充実強化

33 農山村地域等の振興対策、鳥獣被害防止対策等の推進について

(農林水産省)

農山村地域は、農業生産活動等を通じて、安全・安心な食料の供給をはじめ、国土や自然環境の保全等の多面的な役割を担っているが、高齢化・人口減少による集落機能の低下やイノシシ等鳥獣被害の増加など、様々な課題が顕在化している。

このため、本県では、日本型直接支払制度などを活用し、農業生産活動をはじめ、農業用水路等の維持・保全、鳥獣被害対策の強化のほか、関係人口の増加に向けて、とやま帰農塾の開催や農村でのボランティア活動への支援、農泊の推進など都市農山村交流や地域資源の活用等に積極的に取り組んでいるところである。

については、農山村地域等の振興に向け、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 日本型直接支払制度の充実
 - (1) 中山間地域において農業生産や棚田等の保全活動が持続的に行われるよう、集落協定広域化加算の交付対象期間を延長する制度拡充を含めた中山間地域等直接支払交付金の予算の確保と十分な配分
 - (2) 小規模な農業用水路等の計画的な補修・更新を行う長寿命化対策や、水路の江ざらい（泥上げ）や草刈りなどの農地維持活動等が将来的に継続できるよう、組織の広域化や体制強化への支援を含む多面的機能支払交付金の予算の確保と十分な配分
 - (3) 過疎化・高齢化により人材不足が深刻化している現状や、地方からの意見を踏まえ、さらなる事務の簡素化を図るとともに、全国統一の事務支援システムの構築
- 2 農村RMOなど集落機能の強化を図る中山間地農業推進対策等に係る予算及び地域ぐるみによる鳥獣被害対策を推進する鳥獣被害防止総合対策交付金予算の確保と十分な配分
- 3 都市農村交流や地域資源を活用した取組みを推進する農山漁村振興交付金の予算の確保と十分な配分
- 4 資材価格高騰に伴う農山漁村発イノベーション対策の施設整備や鳥獣侵入防止柵等の補助上限額の引き上げ

34 農業農村整備事業の推進について

(農林水産省)

農業農村整備事業は、食料安全保障の確保、農業・農村の多面的機能の発揮や農村の振興など国民のいのちや暮らしを支える公共性・公益性の高い事業であり、農業の成長産業化及び国土強靱化を実現するうえで極めて重要な役割を担っており、その推進が求められている。

については、国において策定された土地改良長期計画に基づいた次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 農業農村整備事業の予算の確保と地方財政措置等の充実
 - (1) 地方の実情に十分配慮した農業農村整備事業に関する予算の確保と「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を確実に実施するため、計画的な執行に必要な予算・財源を安定的に措置するとともに、5か年加速化対策後も国土強靱化を推進できるよう、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること
 - (2) 食料安全保障の確保に資する畑地化・汎用化への地方財政措置の拡充
 - ① ガイドラインを超える県及び市町村負担額への支援
 - ② 暗渠排水等を対象工種に拡充
 - (3) 国営土地改良事業の市町村負担の支払方法の拡充（直入方式の適用）
- 2 農業の成長産業化に向けた農地整備の推進
 - (1) 国営農地再編整備事業「水橋地区」の推進
 - (2) 県営農地整備事業の推進への支援
 - (3) 物価高騰を踏まえたコスト縮減の適正な目標設定
 - (4) 農地整備の推進に資する農業土木系技術者の人材確保に向けた取組みへの支援
- 3 国土強靱化に向けた防災・減災対策、農業水利施設等の保全管理の推進
 - (1) 排水機能の強化を図る十二町瀉排水機場の整備に向けた調査の推進と地方財政措置の拡充
 - (2) 県営農村地域防災減災事業及び県営水利整備事業等の推進への支援
 - (3) ダム等国有財産の老朽化対策等を実施する県営事業への地方財政措置の拡充
 - (4) 山腹水路を多く抱える中山間地域等における水利整備事業の国費の嵩上げ
- 4 女性理事登用や多様な主体の参画による土地改良区の運営体制の強化に向けた支援
- 5 農業水利施設の安定的な維持管理に向けた予算の確保と支援

35 森林・林業・木材産業の振興について

(農林水産省、総務省)

本県では、災害に強い山づくりを進めるとともに、主伐を中心とした森林資源の循環利用を加速化することにより、林業・木材産業の成長産業化を一層推進し、カーボンニュートラルや花粉症対策への貢献と豊かな森に育まれる県民のウェルビーイング向上について積極的に取り組むことにしている。

については、本県の森林・林業・木材産業の更なる振興を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」や森林吸収源対策、健全な森林の育成・保全を確実に実施するために必要な予算・財源の安定的な措置と、5か年加速化対策後も国土強靱化を推進できるよう、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること
 - (1) 森林環境保全直接支援事業の予算の確保
 - (2) 林道整備事業や農山漁村地域整備交付金等の林道関係予算の確保
 - (3) 復旧治山事業や地すべり防止事業等の治山関係予算の確保
- 2 花粉症対策に資する主伐による森林循環の加速化
 - (1) 県産材生産や路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設整備など、総合的な取組みに必要な予算の確保
 - (2) 多様な担い手の確保・育成のため、新規就業者等への研修や外国人材受入れ条件整備、労働安全対策、スマート林業の取組みなどへの支援の充実
 - (3) 建築物における木材利用促進のため、モデル性の高い木造公共施設整備の対象の拡充と民間木造施設整備に対する支援制度の創設
 - (4) 木質バイオマス発電施設の未利用材の安定的な調達に対する支援制度の創設
 - (5) 県の森林整備法人支援に対する地方財政措置の拡充及び更新伐や土地所有者の確認等、分収林の適切な管理に対する支援の継続

36 水産業振興対策の推進について

(農林水産省)

本県における水産業の振興、発展のため、持続可能な漁業の一層の推進、漁業生産基盤の整備と良好な漁場の維持、漁業経営基盤の強化等を図る必要がある。

ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 漁業法に基づく新たな資源管理の実施にあたり、定置漁業をはじめとする沿岸漁業の実態を踏まえた運用を図ること
 - (1) T A C (漁獲可能量) 管理の対象拡大については、沿岸漁業関係者の意見を十分踏まえた検討を行うとともに、資源管理に取り組む漁業者が利用する漁業共済制度の継続
 - (2) 中西部太平洋まぐろ類委員会 (W C P F C) における太平洋クロマグロ (小型魚) の日本の漁獲枠の増枠に向けた交渉の加速化
 - (3) クロマグロ遊漁における委員会指示違反に対する取締まり体制の強化
- 2 水産業の生産性向上のため、I C T等を活用した「スマート水産業」の取組みへの支援の継続
- 3 日本海における水産資源の持続的利用のための対策の実施
 - (1) 定置漁業者とまき網漁業者とのブリ資源の利用に関する調整を図るための協議組織の国主導による運営と指導
 - (2) ブリやサケなどの広域回遊魚について漁獲変動に対応した総合的な水産資源調査研究の推進
- 4 新規就業者等への体系的な研修実施体制の整備等、多様な担い手の確保・育成に対する支援の継続
- 5 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を確実に実施するため、計画的な執行に必要な予算・財源を安定的に措置するとともに、5か年加速化対策後も国土強靱化を推進できるよう、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること
 - (1) 漁業生産の拠点となる漁港等水産基盤の整備及び機能保全対策の計画的な推進
 - (2) 漁港漁村の高波対策としての漁港海岸施設の整備及び機能保全対策の計画的な推進
- 6 漁業経営セーフティーネット構築事業における予算の確保及び支援の拡充

37 サークュラーエコノミー(循環経済)への移行に向けた支援について

(環境省、経済産業省、農林水産省、消費者庁)

エネルギー価格をはじめとする物価の高騰、物資や資源の供給制約、脱炭素の国際的潮流、プラスチック資源循環法の施行など、本県の産業を取り巻く環境は大きく変化している。

本県では、レジ袋など使い捨てプラスチックや食品ロスの削減など、G7 富山環境大臣会合で採択された「富山物質循環フレームワーク」を踏まえ、循環型社会の形成に向けた施策を推進してきた。今後は、循環経済をめぐる国際的な状況や市場の変化をチャンスと捉え、本県の産業構造の強みを活かしたサーキュラーエコノミー(循環経済)への移行を進めることにより、本県経済の発展・成長へとつなげていく必要がある。

については、生産、消費、回収、再生に至る経済循環において生じる課題の解決を図り、県民や企業などに行動変容を促していくため、以下について格段の配慮を願いたい。

- 1 輸入資源に頼らない太陽光や小水力等の地域資源を活用したエネルギーの地産地消の推進に向けた支援
- 2 プラスチック資源循環法の施行に伴う市町村等の事務負担の軽減や、3Rを推進するための廃棄物処理施設の整備に対する財政支援
- 3 本県の基幹産業であるアルミ産業などにおいて、生産から回収、再生までの異業種連携での技術開発など、地域産業の脱炭素と経済成長を両立する地方独自の取組みに対する支援
- 4 環境配慮型製品の低コスト化の促進及び研究・開発への支援
- 5 環境に配慮した製品やサービス等の積極的な選択及び食品ロスの削減など、消費者の行動変容を促す国民運動の展開や、全国規模での普及啓発の推進
- 6 例外のないレジ袋の有料化、3Rに配慮した製品の開発、全国的なリサイクル網の構築、食品ロス削減に向けた商慣習の見直しなど、企業や業界団体への働きかけや技術的支援

38 スタートアップの支援について

(経済産業省、文部科学省)

少子高齢化・人口減少や円安基調などで厳しい経済情勢にある今こそ、次の時代の成長の種をまき、新しく力強くワクワクする稼げる産業や雇用が生まれるよう取組みを進めることが重要である。

本県では、県内のスタートアップエコシステムの構築に向けて、まずはロールモデルとなる成功事例の創出に取り組むこととしている。

については、次の事項について、引き続き格段のご配慮を願いたい。

- 1 国が推進するスタートアップ企業の育成支援プログラム「J-Startup」地域版の充実
- 2 全国や世界に遍在しているロールモデルとメンターを全国規模でプール化し、そうした人材と地方公共団体とをつなぐ仕組みの構築
- 3 若者への起業家教育や国を挙げての起業の推進により、起業を身近なものとして捉え、失敗を受け入れる風土の醸成

39 イノベーションの創出とデジタル・トランスフォーメーションによる産業の高度化について

(内閣官房、文部科学省、経済産業省、総務省)

日本海側屈指の工業集積を誇る本県では、国内での需要減少や国際競争の激化による産業構造の変化の中で、県内産業が対応・成長していくため、I o TやA Iの活用や、今後大きな成長が見込まれるヘルスケア分野等における新製品・新技術の開発支援、デジタル・トランスフォーメーション(D X)による生産性向上の促進、公設試験研究機関における先端設備の整備など、産業の高度化に取り組んでいる。

今後、カーボンニュートラル等の社会的課題を克服しつつ、我が国の将来と地域の発展に欠かせない地方発イノベーションを加速するためには、多様な産業の集積やものづくり技術など地域が有する強みや特色を活かした、グリーン成長戦略分野等における産学官連携による革新的な研究開発の推進や、地域産業におけるデジタル技術の着実な普及が重要である。さらに、このような先端技術を活用できる高度技術人材等の育成・確保、活躍の促進などに取り組む必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 研究段階から製品化・事業化の取組みへの支援制度の拡充
 - (1) 「とやまアルミコンソーシアム」や「とやまヘルスケアコンソーシアム」における研究開発や事業化、人材育成に係る研究員やコーディネータ等の人件費、活動費、設備投資等への支援
 - (2) 成長型中小企業等研究開発支援事業など研究開発・事業化にかかる支援の充実や安定的かつ継続的な実施、自己負担の軽減及び手続きの簡素化などの支援内容の充実
- 2 グリーンやモビリティ、デジタル技術基盤、医薬・バイオ・ヘルスケア等の成長産業分野への参入や事業転換の促進、オープンイノベーションなどによる研究開発・事業化に対する支援の充実
- 3 I o T・A I・5 Gをはじめとするデジタル技術の有効活用による県内産業のD Xに向け、産学官連携による人材育成や普及啓発、情報セキュリティ対策や資金面など、地域の実情を踏まえた取組みに対する支援の継続及び充実
- 4 産学官連携を推進する公設試験研究機関等における、県内産業の高度化に貢献する先端設備の導入・更新への支援

40 原材料及びエネルギーの安定的な供給確保と総合的なエネルギー政策の推進について

(経済産業省、環境省、国土交通省)

感染症の流行や自然災害の発生、国際情勢の変化により、サプライチェーンの脆弱性や供給途絶リスクが顕在化するとともに、2030年を見据えた火力発電による発電比率の引下げに伴う猛暑期や厳寒期の電力需要のひっ迫に加え、エネルギー価格高騰の長期化等、国民生活や産業への影響が懸念されている。

今後、我が国が更なる経済成長を実現するとともに、国民生活の安定を図るうえで、原材料や製品・部素材の円滑な供給の確保、必要な電力量の確保、電気・ガス、燃料油などのエネルギー価格の安定が必要である。

また、安全の確保を最優先に、成長戦略や地球温暖化防止対策、国民負担等を勘案し、バランスのとれた総合的なエネルギー政策の推進が不可欠となっている。

本県では、包蔵水力が全国3位と高いポテンシャルを活かした小水力発電の導入支援など、地域資源の活用による再生可能エネルギーの導入促進を図っており、こうした取組みを今後さらに加速化、強化していく必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 重要物資やエネルギーの安定的な確保・供給に万全を期するとともに、地域内調達の促進など、サプライチェーンの強靱化への支援の充実
- 2 我が国における企業活動や国民生活に支障が生じないよう必要な電力の安定供給とエネルギー価格高騰対策の推進
- 3 安全の確保を最優先に、成長戦略や地球温暖化防止対策、国民負担等を勘案したバランスのとれた総合的なエネルギー政策の推進
- 4 地域課題の解決やエネルギーの地産地消にも資する分散型エネルギーシステム構築への支援

41 中小企業・小規模企業の活性化の推進について

(経済産業省、厚生労働省、中小企業基盤整備機構)

深刻な人手不足に対応するため、構造的な賃上げが求められている。さらに、令和6年能登半島地震からの復旧復興を進めながら、世界的な経済・金融環境の変化に適応するため競争力や供給体制の強化が急務となっており、経営は依然として厳しい状況が続いている。このような中、本県経済を成長発展させるには、適正な価格転嫁の実現によるサプライチェーン全体での付加価値の分配のほか、DXやGX等への積極的な投資や、生産性向上、省力化等の取組みを強力に進める必要がある。

また、経営者の高齢化に伴う円滑な世代交代・事業承継に向けた積極的な支援や、円滑な資金供給の推進、企業間の不公正な取引の是正等下請取引の適正化などに取り組む必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 中小・小規模企業の経営改善・事業再生支援、事業承継支援の強化、無利子・無担保融資の返済支援を含む資金繰り支援の継続・強化、労務費を含めた適切な価格転嫁の監視等の下請取引適正化の推進
- 2 IoT、AI等を活用したDX、省人化・省力化投資の推進、労働者のリスクリング等による生産性の向上や人手不足対応への支援の強化、カーボンニュートラルの実現に向けたエネルギーの転換等の普及のための施策の充実と予算の確保
- 3 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業、事業環境変化対応型支援事業、小規模事業者対策推進等事業、小規模事業者持続的発展支援事業及び地方公共団体による小規模事業者支援推進事業等の充実と継続
- 4 インボイス制度の円滑な導入に向けての必要な支援の継続
- 5 農商工連携の推進や地域資源活用における支援の充実と継続
- 6 伝統的工芸品に関わる人材育成や技術の継承、海外展開に至る一貫型型の支援措置の充実
- 7 BCP（事業継続力強化計画）や経営革新計画の導入及び策定企業に対する支援措置の継続
- 8 高度化資金における償還猶予の弾力化
- 9 中小企業大学校北陸ブロック校の開設中止に伴う県内中小企業等への研修受講機会の充実及び旧建設候補地の有効活用に関する支援

42 中心市街地・商店街の活性化や空き家対策によるまちづくりの支援について

(経済産業省、国土交通省、総務省)

富山市及び高岡市では、国の認定を受けた第4期中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地の魅力創出に取り組んでおり、その他の県内各地域においても、個性的で賑わいのあるまちづくりへの取り組みが進められている。

加えて、「富山県成長戦略」において、市街地のまちづくりでは、住民が自由で自主的な事業活動を営める余地を残すとともに、「ハッカブル」な市街地空間を維持することを目指している。

また、県内では、少子高齢化・人口減少社会の到来や景気の低迷等により空き家・空き建築物が増加してきており、景観・環境・防犯上の問題が懸念されている。これらの課題を解決するために、県では市町村及び民間関係団体と連携して、空き家や跡地の利活用、老朽危険空き家等に対する是正措置等の対策に取り組んでいる。

国においては、中心市街地や商店街の活性化、地域の実状に応じた空き家の活用拡大や除却促進に取り組まれているところであるが、まちづくりの取り組みの更なる推進のため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 富山市及び高岡市の第4期基本計画に掲げる市街地再開発事業等による市街地の整備改善、まちなかの交流人口の拡大や商業活性化のための事業等への支援策の充実
- 2 中心市街地や商店街の機能活性化や賑わい創出を図るための事業に必要な予算の確保・拡充及び早期の情報提供
- 3 空き家の利活用による移住など地域活性化、空き家の適正管理や除却を推進するための、国による税財政支援措置等の拡充・強化
 - (1) 空き家を利活用した移住などを促進するための市町村の取組みに必要な予算の確保
 - (2) 所有者等が不明の特定空家等及び放置すれば特定空家等となるおそれのある空家等（管理不全空家等）に対する措置への技術的・財政的な支援

43 環日本海・アジア地域・米国等との経済交流及び物流の活性化について

(経済産業省、国土交通省、農林水産省、日本貿易振興機構)

グローバル化が進展する中、県内企業が今後も活力を維持していくためには、環日本海諸国やアジア地域、米国などの成長エネルギーを取り込んでいくことが重要である。

また、物流については、国際拠点港湾伏木富山港の利用を促進するとともに、県内トラック運送では、ドライバーの働き方改革や脱炭素化に向けた取組みへの対応を図ることで、本県の物流の更なる活性化につなげていく必要がある。

については、環日本海・アジア地域、米国等との経済交流、物流の活性化が一層図られるよう、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 高品質な製品や先端技術を有する中小企業の海外進出や輸出促進、海外企業等とのマッチングに対する支援の充実
 - (1) 海外ミッション派遣事業の充実
 - (2) バイヤー招へい事業の拡充
 - (3) 国内での国際見本市開催への支援
 - (4) オンライン商談の開催など非対面・遠隔での海外展開への支援の充実
- 2 物流の活性化に向けた支援の充実
 - (1) 国際フィーダー航路を活用した国際コンテナ戦略港湾への集貨の取組みの推進
 - (2) 伏木富山港の利用促進に係る取組みへの支援
 - (3) 物流の2024年問題の解決等に向け、「2030年度に向けた政府の中長期計画」の取組みの着実な推進と、それを促進する地方自治体の取組みへの支援

44 デザインの振興について

(内閣官房、経済産業省、文部科学省)

本県では、ものづくりにおけるデザインの重要性に早くから着目し、1999年に県総合デザインセンターを設置して県内産業の商品開発等をデザイン面から支援するとともに、デザイン人材の育成、確保に取り組んでいる。

また、近年は多様な業種の人材が連携交流して新事業を創出する拠点「クリエイティブ・デザイン・ハブ」やVR技術の活用により効率的なデザイン検証を可能とする施設「バーチャルスタジオ」を県総合デザインセンター内に整備してきた。

さらに、ものづくり産業のDX化に対応した支援機能を拡充するため、高性能デジタル工作機器やオンライン配信機材、オンライン相談システムの整備など、県内産業が時代の変化をチャンスと捉え積極的に挑戦出来る体制を強化してきたところである。

については、次の事項に各段の配慮を願いたい。

- 1 先端技術とデザインの融合による新商品開発・新事業創出に向けたスタートアップの調査研究や試作品製作などへの支援
- 2 産業振興を支えるデザイン人材の育成・確保に関する取り組みへの支援
- 3 デザインを活用した産業振興に必要な先端設備導入への支援

45 北陸新幹線の整備促進について

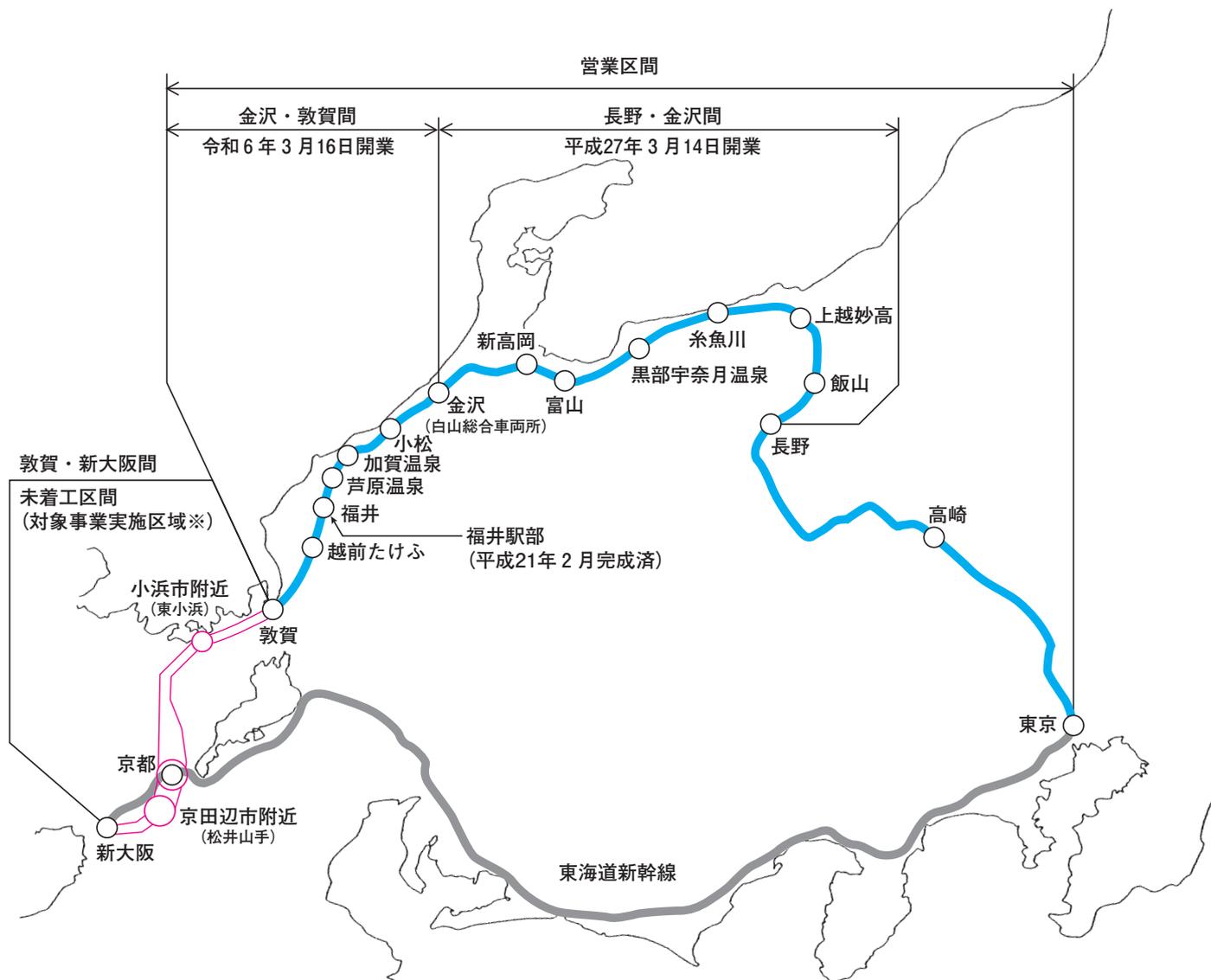
(国土交通省、財務省、総務省、鉄道建設・運輸施設整備支援機構)

北陸新幹線は、高速交通体系の中軸として国土の均衡ある発展に不可欠なものであり、沿線地域の飛躍的な発展を図るうえで極めて大きな効果をもたらすものである。

また、大規模災害時等においては東海道新幹線の代替補完機能を有するとともに、豪雪などの災害に強く信頼度の高い社会インフラでもあることから、日本海国土軸の形成に必要な不可欠な国家プロジェクトとして、大阪までの全線整備を早期に実現する必要がある。については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 敦賀・新大阪間について、東海道新幹線の代替補完機能の確立による災害に強い国土づくり、広域観光や地方創生に資することから、環境アセスメントを丁寧かつ速やかに進めること
また、「北陸新幹線事業推進調査」の活用により、施工上の課題を早期に解決し、大阪までの早期全線整備を図ること
- 2 敦賀・新大阪間の着工のため、新幹線への公共事業費の大幅な拡充・重点配分、貸付料財源の最大限の確保（前倒し活用や算定期間の延長等）、既設新幹線譲渡収入や鉄道・運輸機構の特例業務勘定の利益剰余金の活用、必要に応じ財政投融资の活用等により必要な財源を確保され、整備スキームを見直すこと
- 3 地方負担については、沿線の地方自治体に過度の負担が生じないように、コスト縮減や国家プロジェクトにふさわしい十分な財政措置を講じること
- 4 全線開業までの間、敦賀駅において新幹線と在来線特急との乗換が生じることから、北陸と関西・中京間の円滑な流動を確保するため、利用者の利便性確保と負担軽減を図ること
- 5 「かがやき」については、定期列車が全列車停車とされた富山駅以外の新高岡駅等県内駅についても、流動頻度の高い時間帯等について、定期列車の停車や臨時列車の増便・停車となるよう、また、「はくたか」については、定期列車の増便、臨時列車の黒部宇奈月温泉駅への停車について、配慮いただきたいこと

「北陸新幹線」 駅・ルート図



※令和元年11月26日に鉄道・運輸機構が公表した環境影響評価方法書に示された概略の路線。

46 富山きときと空港における航空ネットワークの充実と冬季就航率の向上について

(国土交通省、内閣府)

富山きときと空港は、北陸・飛騨・信越地域の空の玄関口として、2つの国内定期路線（羽田・札幌）と4つの国際定期路線（ソウル・大連・上海・台北）によって各都市と結ばれ、環日本海・アジア交流の拠点空港としての機能充実と就航率の向上が期待されており、民間活力の導入に向けた事業者選定手続きを進めることとしている。

こうしたなか、本空港の基幹路線である富山－羽田便については、北陸新幹線開業後、大変厳しい状況が続いており、官民挙げた利用促進に取り組んでいるところである。また、定期路線は新型コロナウイルス感染症による減便から回復していないことから、空港業務の安定的な人材の確保にも苦慮している。

これらの路線は、本県と全国、世界との交流、本県の未来創生を支える極めて重要な役割を担っており、北陸・富山への新たな旅客需要や羽田経由の国内外乗継需要を取り込みながら、便数維持や飛行時間短縮のための飛行経路の効率化を図ることが重要である。また、混雑空港等における地方空港の発着枠の確保等により地方都市間の路線新設に取り組む必要がある。

さらに、国際路線についても、新規路線開拓やチャーター便の誘致を図ることにより、航空ネットワークの充実に取り組むことが本空港にとって極めて重要である。

加えて、本空港では、冬季において雪による視界不良等により欠航便が多数発生しており、更なる就航率向上への取組みが不可欠である。

については、次の事項について格段のご配慮を願いたい。

1 国内外の航空ネットワークの充実

- (1) 富山－羽田便、富山－札幌便の便数維持及び利便性向上、関西・九州・沖縄などへの新規路線開設、国際路線の開設及び利用促進並びに格安航空会社（LCC）・リージョナルジェットの利用による航空ネットワーク充実に向けた取組みへの支援
- (2) 飛行時間短縮のための飛行経路の効率化等による富山－羽田便の利便性向上に向けた取組みへの支援
- (3) 空港業務における人材確保等への財政的支援の継続及び拡充
- (4) コロナ禍を踏まえた混合型コンセッション導入に係る支援

2 冬季就航率の向上

現在、鋭意開発が進められているGPSを活用した新たな着陸誘導システム（可搬型GBAS）の開発促進と富山空港への早期導入

47 地域公共交通の維持・活性化について

(国土交通省)

県民や県外からの来訪者にとって重要な移動手段である地域公共交通は、燃油価格の高騰等の影響や長期に及んだ新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営状況に置かれている。本県では、持続可能な地域公共交通を確保するため、地域公共交通計画を策定した。計画では、地域交通サービスを「公共サービス」と位置付け、自治体・県民の役割を、事業者への側面支援から、自らの地域に対する「投資」「参画」へと舵を切り、積極的に取組みを進めることとしている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 自治体や県民、交通事業者など地域の関係者の連携の下、利便性の高い持続可能な地域公共交通を実現するため、
 - (1) 運行頻度の維持改善、MaaSの推進等の新たなサービスの創出など、サービスレベルの確保・向上のための取組みに対して支援を行うこと
 - (2) バリアフリー化、ICTを活用した情報提供等のDX化やデジタルデバイス対策、電動車の導入等のGX化など、まちづくりと連携した取組みに対する支援の充実を図ること
 - (3) 交通空白地等において地域の関係者の共創により取り組む移動サービスに対して、助言や財政支援を行うこと
 - (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議で求められた、通学定期等の社会政策に係る費用を交通事業者が負担していることを踏まえた文教や福祉分野における交通事業者支援のための仕組みを検討すること
- 2 厳しい経営状況にある地域公共交通のサービスの継続を支えるため、
 - (1) 燃油価格の高騰等の影響やコロナ禍収束後の経営改善に向けた取組みに対する補助制度の継続・拡充、既存補助事業の補助要件の拡充・緩和など、交通事業者に対し十分な財政支援を行うこと
 - (2) バス路線やデマンド交通等の生活交通を地域の实情に応じて支援できるよう、地域間幹線系統や地域内フィーダー系統に対する補助金等について、制度の充実と十分な予算確保を図ること
また、制度の見直しにあたっては、地方の意見や实情を十分に踏まえた上で、見直しを行うこと
 - (3) バス運転手等地域公共交通の担い手不足の解消に対する支援制度の充実と十分な予算確保を図ること
- 3 自動運転など、地域公共交通の確保・維持に資する新技術について、開発や導入・普及を推進するとともに、補助制度の充実を図ること

48 JR城端線・氷見線の再構築の推進について

(国土交通省、総務省、財務省)

JR城端線・氷見線については、昨年、県、高岡市、氷見市、砺波市、南砺市、JR西日本、あいの風とやま鉄道が申請した鉄道事業再構築実施計画が、今年2月8日に改正地域公共交通活性化再生法施行後第1号の計画として国土交通大臣の認定を受けたところである。

計画では、利便性・快適性の向上に向け、新型鉄道車両の導入、交通系ICカードへの対応、運行本数の増、高岡駅での両線の直通化に取り組むほか、まちづくり、観光施策との連携などにも取り組み、概ね5年後には、事業主体をあいの風とやま鉄道に変更することとしている。

については、計画の実現に向けて次の事項について、格別の配慮を願いたい。

- 1 再構築事業の計画的な実施及び地方の財政負担の軽減を図るための十分な予算の確保
- 2 再構築事業に対する税財政措置の安定的な確保及び充実

49 並行在来線を含む地域鉄道等への支援の充実について

(国土交通省、総務省、財務省)

本県の並行在来線は、日常生活を支える重要な路線であるとともに、広域・幹線物流ネットワークを支える重要な役割を担っており、国の責任において運営会社を支援し、経営安定を図る必要がある。

また、その他の地域鉄道等についても、日常生活を支えるため安全性の確保や利便性・快適性の向上を図りながら、維持活性化していくことが重要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 並行在来線を将来にわたって持続可能なものとするため、
 - (1) 並行在来線の設備投資等について、並行在来線の支援のために設置する基金への地方公共団体の拠出についても、地方財政措置の対象とするとともに税制上の優遇措置の拡充などの仕組みを確立すること
 - (2) JRが鉄道・運輸機構に支払う貸付料には、JRが並行在来線を経営しないことによる赤字解消相当分も含まれていることなどから、並行在来線の維持・活性化の財源として活用すること。また、貨物調整金制度については、旅客列車の増便が貨物線路使用料の減少に繋がらない仕組みとすることや令和13年度以降の制度の見直しに適切に対応すること
- 2 県内の交通ネットワークの充実と利用促進を図るため、
 - (1) 並行在来線とJRとの乗継割引をはじめとする他の交通機関等との連携など利用促進策に対して支援すること
 - (2) 特急ひだ（富山～高山間）の増便など広域交通の利便性向上及び利用実態等のデータの提供・取得に係るJRとの協議に対する支援を行うこと
 - (3) MaaSアプリ等による決済や全国相互利用可能な交通系ICカードの導入、補助要件のさらなる緩和によるバリアフリー化、駅などの施設整備に対する支援制度の継続や車両導入支援における既存車両の廃車要件の見直し、列車の増便など、利便性・快適性向上に資する取組みに対して支援すること
- 3 安全輸送施設等の修繕・改良、車両の検査・更新など鉄軌道の安全性・快適性向上に係る予算の確保及び支援の充実、災害復旧に係る支援制度の拡充を図ること

50 都市基盤整備の推進について

(国土交通省)

人口減少・少子高齢化の進行を見据え、快適で活力あるコンパクトな都市づくりを推進する必要がある。

については、資材価格の高騰や賃金水準が上昇するなか、駅南北の分断を解消し、防災・減災機能の向上にも寄与する富山駅付近連続立体交差事業の進捗を強力に図るなど、次の都市基盤の整備について格段の配慮を願いたい。

1 富山駅周辺の整備

(1) 富山駅付近連続立体交差事業の促進

富山地方鉄道本線、あいの風とやま鉄道線

(2) 駅周辺のアクセス道路等

(都) 富山駅横断東線、(都) 堀川線 ほか

2 街路の整備

(1) 公共交通を支援する道路の整備

(都) 東岩瀬線 ほか

(2) 中心市街地の活性化を支援する道路の整備

(都) 高岡駅波岡線 ほか

3 良好な住環境やまちの中心拠点の整備

(1) 土地区画整理事業

黒部市三日市保育所周辺地区、朝日町泊駅南地区 ほか

(2) 都市構造再編集中支援事業

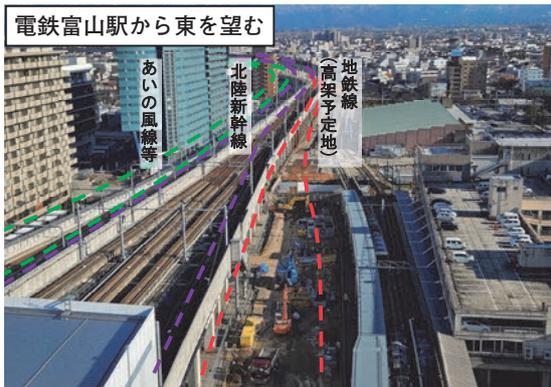
魚津市中心市街地地区 ほか

4 都市公園の整備

都市にうるおいとやすらぎを与え、災害時には避難地や防災拠点ともなる都市公園の整備

富山県総合運動公園、砺波チューリップ公園 ほか

富山駅周辺の整備



- 富山地方鉄道本線の高架化
- 駅周辺のアクセス道路の整備

都市計画道路 高岡駅波岡線



- 無電柱化により快適な歩行空間を確保
- 魅力ある都市景観の形成により、観光客の増加等、中心市街地活性化に寄与
- 災害時の電柱倒壊や電線切断などの危険性を除去

51 地方創生や国土強靱化に向けた道路整備の促進 について

(国土交通省)

道路は、県民生活や経済活動を支える基礎的な社会資本であり、安全・便利で快適な生活が営めるよう高規格道路から生活道路まで、体系的な道路整備を進めている。

本県では、観光振興、産業・地域活性化の取組みを加速し地方創生を実現させるとともに、頻発する災害を踏まえ、強靱な国土づくりを目指すうえでも、道路の整備促進に取り組んでいる。

については、資材価格の高騰や賃金水準が上昇するなかでも、令和5年6月改正の国土強靱化基本法を踏まえ、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保するとともに、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1 高規格道路等の整備促進

(1) 能越自動車道

輪島市までの早期全線開通

地方の意見を踏まえた国等による一元的管理

福岡PAのIC化など利用者の利便性向上対策

(2) 高規格道路

富山高山連絡道路(猪谷楡原道路、大沢野富山南道路)

富山外郭環状道路(豊田新屋立体、中島本郷立体)

高岡環状道路(六家立体、県道高岡環状線、北側区間)

(3) 北陸と関東を結ぶ広域道路

中部縦貫自動車道、北アルプスゴールデンルート

(4) 一般国道、県道及び市町村道

国道8号(入善黒部バイパス、倶利伽羅防災、
富山朝日防災)

国道415号(新庄川橋) ほか

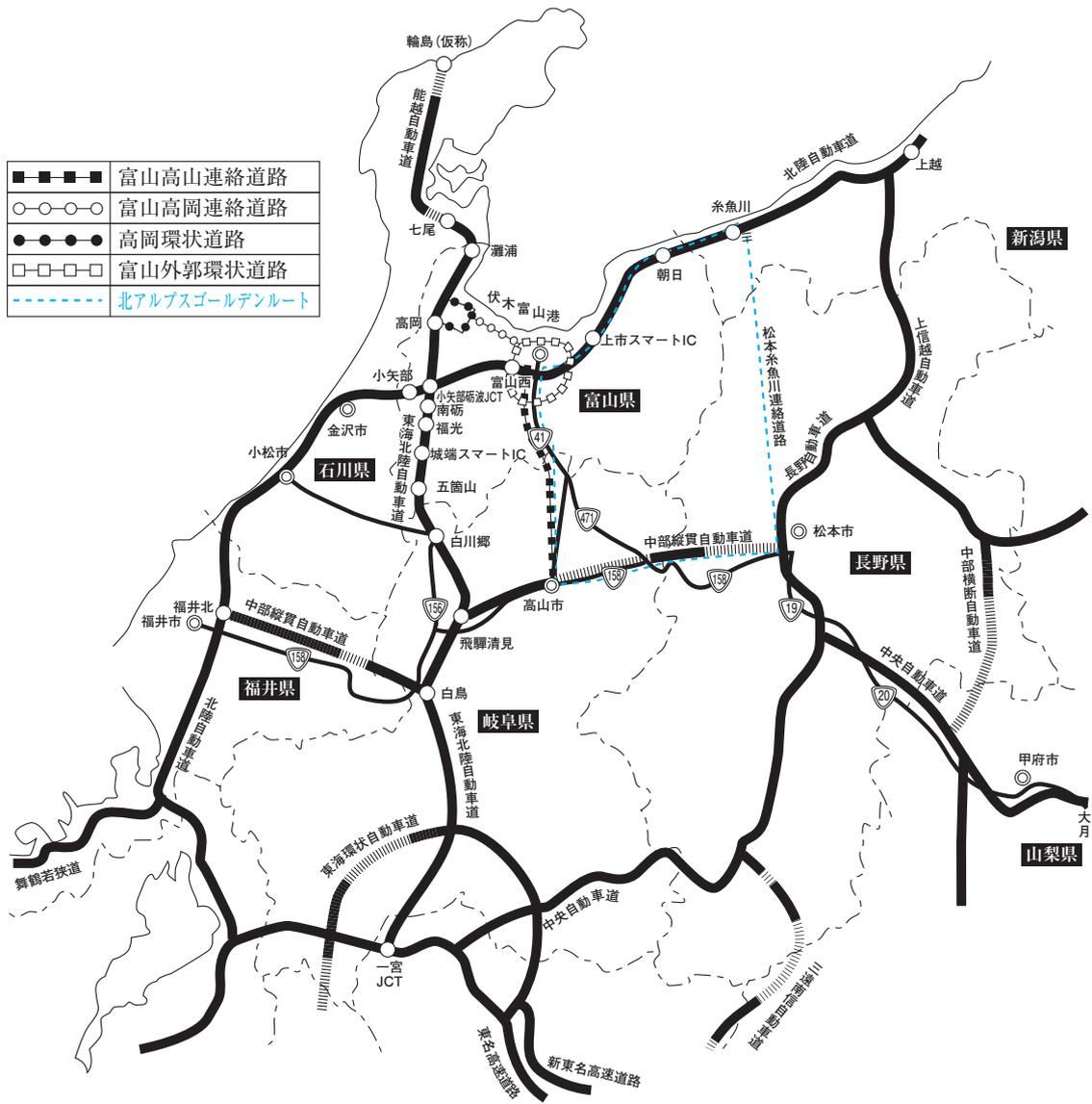
2 安全・安心のみちづくりの促進

(1) 通学路対策など交通安全施設の整備

(2) 落石、雪崩などに対する防災対策施設や県境道路等の整備

(3) 道路施設の老朽化対策等

(4) 十分な除雪予算の確保や除雪機械・消雪施設の更新等



富山外郭環状道路 豊田新屋立体
(現道 (国道8号) 状況)



高岡環状道路 (県道高岡環状線)
(現道状況)

52 東海北陸自動車道の全線四車線化について

(国土交通省、財務省)

本県は、日本海側の中心に位置し、北陸新幹線や高速道路、空港などにより各県、地域を結び、環日本海地域をはじめ世界をもつなぐ「北陸の十字路」である。この地理的な優位性を活かし、地域間の連携を強め、飛躍する富山の創造を目指している。

この実現には、南北に各県、地域を結ぶ東海北陸自動車道を全線四車線化し、日本海国土軸と太平洋新国土軸との連携を強化することが不可欠である。

県内区間では、全て四車線化が進められ、段階的に供用が図られてきた。令和6年3月には、岐阜県内の飛驒清見IC付近が事業化され、あわせて飛驒トンネルを含む約12kmが準備調査箇所を選定された。

事業中区間の整備促進に加え、残る飛驒トンネルを含む区間を早期事業化し、全線四車線化の実現に繋げていきたい。

については、次の事項について格段のご配慮を願いたい。

1 整備促進

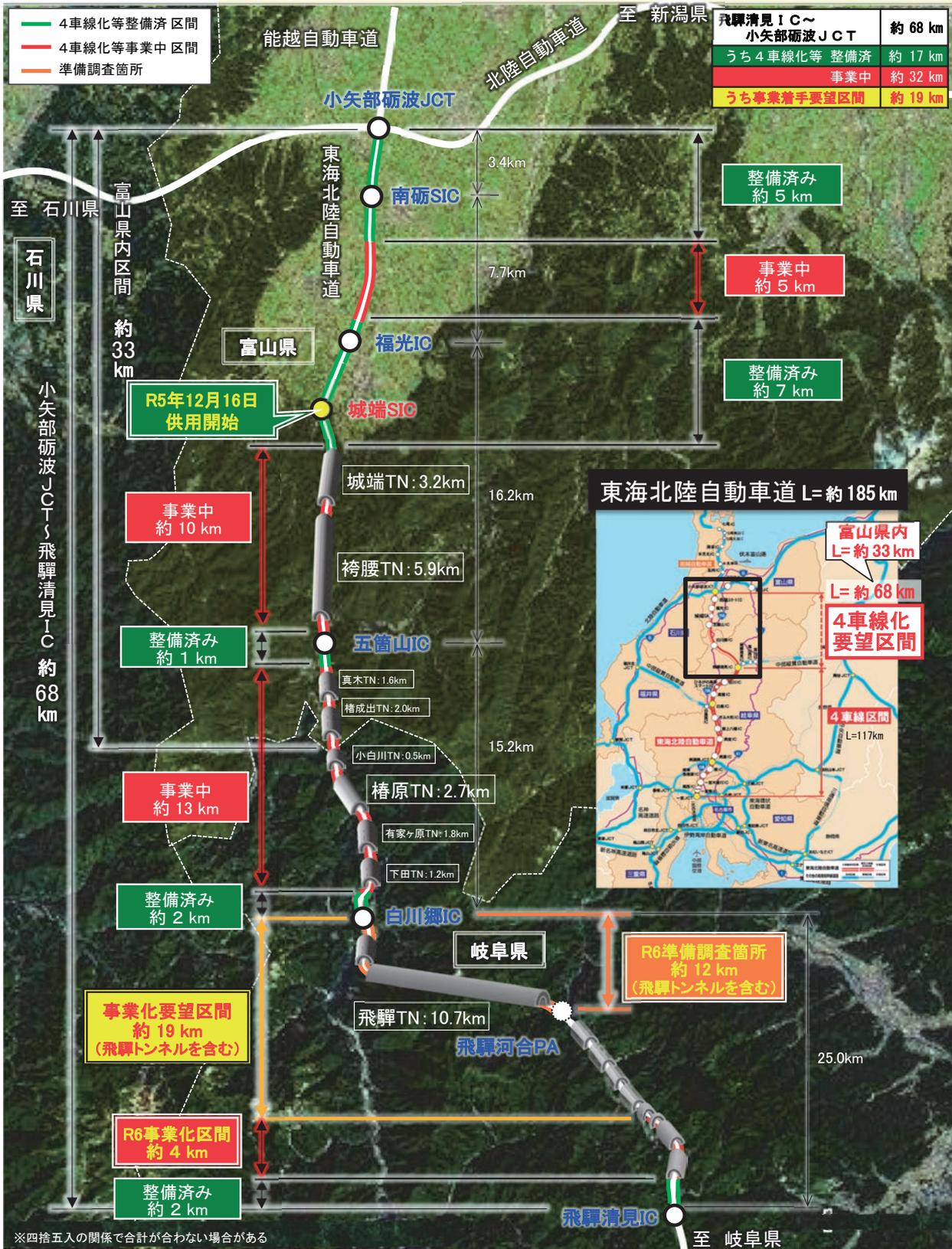
- ・福光IC～南砺スマートIC間
- ・五箇山IC～城端スマートIC間
- ・白川郷IC～五箇山IC間
- ・飛驒清見IC～白川郷IC間の飛驒清見付近の約4km

2 早期事業化

- ・飛驒清見IC～白川郷ICの飛驒トンネルを含む区間約19km

東海北陸自動車道 飛驒清見IC～小矢部砺波JCT

令和元年9月10日「高速道路における安全・安心基本計画」4車線化の優先整備区間に飛驒清見IC～南砺SIC間64kmが選定



53 災害につよく強靱な県土づくりに向けた 防災・減災対策の推進について

(国土交通省、農林水産省、経済産業省、総務省)

近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、本県においても令和5年6月、7月の豪雨により甚大な被害が発生している。こうした中、本県では災害から県民の生命と財産を守り、県のさらなる成長に繋げるため、治水・土砂災害対策や老朽化対策など「令和の公共インフラ・ニューディール政策」に取り組むとともに、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」を推進している。

については、資材価格の高騰や賃金水準が上昇するなかでも、令和5年6月改正の国土強靱化基本法を踏まえ、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保するとともに、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 流域治水の推進
 - (1) 河川改修事業 神通川(国直轄)、地久子川、鴨川 ほか
 - (2) 堰堤改良事業 白岩川ダム ほか
 - (3) 農村地域防災減災事業 針山口六ヶ用水一期地区 ほか
 - (4) 下水道事業 松川第二排水区、石瀬排水区 ほか
- 2 土砂災害対策等の推進
 - (1) 砂防事業 立山砂防(国直轄)、池川 ほか
 - (2) 治山事業 常願寺川地区(国直轄)、大勘場地区 ほか
 - (3) 地すべり対策事業 胡桃地区、岩瀬地区、荒間2期地区 ほか
 - (4) 急傾斜地崩壊対策事業 本江(2)地区 ほか
- 3 海岸保全対策の推進
海岸侵食対策事業等 下新川海岸(国直轄)、富山海岸
魚津港海岸、水橋漁港海岸 ほか
- 4 地震・津波対策の推進
 - (1) 海岸・港湾・漁港施設における地震・津波対策の整備推進
 - (2) 橋梁の耐震化や緊急輸送道路となる道路ネットワーク等の整備推進
- 5 公共土木施設などの長寿命化・老朽化対策の推進
道路施設、海岸・港湾・漁港施設、河川管理施設、農業水利施設、水道施設、工業用水道施設などの長寿命化等の戦略的維持管理・更新の実施及び土木技術者の人材確保に向けた取組みへの支援
- 6 流木対策の推進
溪流等における流木対策施設の整備
神通川水系砂防(国直轄)、寺谷敷谷川、干谷川地区 ほか
- 7 時限措置となっている事業の期限延長
 - (1) 緊急浚渫推進事業(令和6年度まで)
 - (2) 緊急自然災害防止対策事業(令和7年度まで)

記録的短時間豪雨による越水氾濫



白岩川 [令和5年6月 立山町]

県内初の線状降水帯に伴う土砂災害
民家背後の斜面崩壊



砂子谷 [令和5年7月 南砺市]

集中豪雨による市街地の浸水被害



地久子川 [平成24年7月 高岡市]



富山市長江町 [令和4年8月]

山腹崩壊による土砂災害



谷内谷 [平成29年1月 南砺市]

高波（寄り回り波）による災害
防波堤を乗り越える高波



下新川海岸 [平成20年2月 入善町]

54 利賀ダムの建設促進について

(国土交通省)

一級河川庄川では、昭和51年の台風17号や平成16年の台風23号による出水など幾度も洪水による大きな被害が発生しており、早期の治水対策が強く求められている。

このため、国による利賀ダムの建設が平成5年度から進められている。

利賀ダム建設事業については、国において、平成22年9月からダム事業の検証が行われた結果、平成28年8月に事業を継続するとの対応方針が決定されたところであり、将来、国道471号利賀バイパスの一部となる利賀トンネルなどの整備が進められるとともに、令和5年度には、ダム本体工事に着手された。

利賀ダムは、庄川水系河川整備基本方針に定められた150年に1回程度発生する洪水に対応できる治水安全度を確保するために計画された。

また、沿川の全ての市長がダム本体の早期整備を強く要望しており、近年、集中豪雨等による災害が全国的に頻発していることから極めて重要である。

については、災害につよく強靱な県土づくりを推進し、沿川住民の生命と財産や地域の安全を守るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

事業執行の効率化やコスト縮減をより一層進め、総事業費の抑制に最大限努めるとともに、計画的かつ1日も早い完成を図ること

55 ダイオキシン類対策における「公害財特法」失効後の財政措置期間の延長等について

(国土交通省、総務省、環境省)

ダイオキシン類については、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれがあることから、環境汚染の実態把握や事業者への適正な監視・指導などの積極的かつ速やかな対応が必要となってきている。特に、ダイオキシン類に汚染された富岩運河等における改善対策の実施とその維持管理が必要である。

本県では、富岩運河等におけるダイオキシン類の汚染対策を、「公害財特法」（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律）の失効後、国庫補助及び地方財政措置で実施しており、これらの措置期間は令和7年度までとなっている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 「公害財特法」失効後の財政措置期間の延長と公害防止対策事業の推進に必要な予算確保
- 2 大量のダイオキシン類汚染土を対象とした、安全で低コストな無害化処理技術の確立
- 3 覆砂、浚渫除去等による改善対策後の維持管理費の「公害防止事業費事業者負担法」に基づく事業者負担の制度化
- 4 ダイオキシン類の迅速で低コストな測定法の開発のさらなる推進

56 「国際拠点港湾」伏木富山港の機能強化等について

(国土交通省)

「国際拠点港湾」伏木富山港は、対岸諸国のみならず東南アジア等の成長力を我が国に取り込む重要な役割を担うとともに、太平洋側港湾の代替港としての強化や脱炭素社会への貢献が求められている。このため、環日本海地域をはじめ世界をもつなぐ「北陸の十字路」構想の実現に向け、本港のさらなる機能強化を図る必要がある。

また、今後、港湾施設の老朽化が進み、維持管理や更新費用の増大が見込まれるため、計画的・効率的な管理運営を図るほか、運河整備による親水空間の創出を図る必要がある。

さらに、新川地域の海上輸送拠点である魚津港の老朽化対策、海岸整備による防災対策を推進する必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1 「国際拠点港湾」伏木富山港の機能強化・老朽化対策

・新湊地区

国際物流ターミナル北4号岸壁の延伸、
海王岸壁のクルーズ船受入れ機能強化、
新港大橋の耐震対策、新湊大橋の監視機能強化

・伏木地区

伏木外港の岸壁等整備、北防波堤の老朽化対策、
臨港道路伏木外港1号線、外港緑地の整備、
伏木港大橋の老朽化対策

・富山地区

2号岸壁（-10m）の老朽化対策、
富岩運河・住友運河の遊歩道整備

・カーボンニュートラルポート形成実現への支援

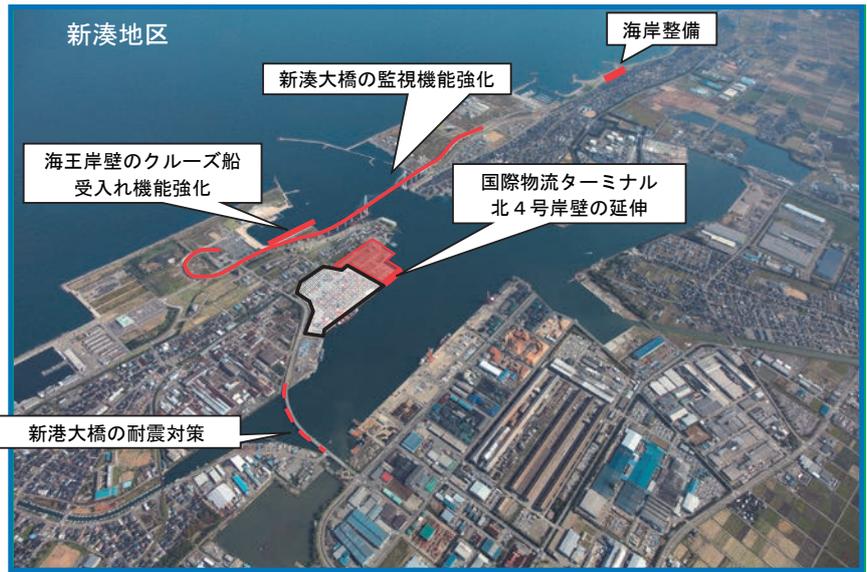
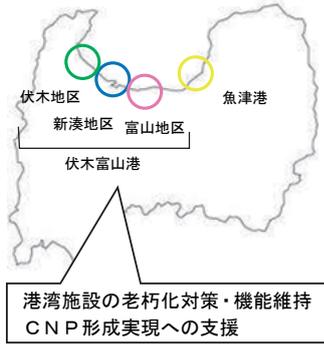
・国有港湾施設の国の負担による維持管理 ほか

2 魚津港の老朽化対策の推進

・岸壁等の老朽化対策

3 海岸整備の推進

・伏木富山港海岸、魚津港海岸の海岸侵食対策 ほか



57 日本海側の国際拠点港湾を担う伏木外港の岸壁等整備について

(国土交通省)

伏木富山港の伏木地区では、船舶の大型化への対応等を図るため外港整備に取り組んできており、防波堤や岸壁の整備に加え、物流機能強化のための臨港道路、耐震強化岸壁のほか、緑地や大型クルーズ船に対応した係留設備の整備を進めてきている。

しかしながら、伏木外港では、令和4年7月に運転開始したバイオマス発電所で使用する木質ペレットの取扱貨物量の増加や、令和4年11月から万葉1号岸壁での石油製品の受入れ開始に伴い、石油製品以外を取扱う岸壁やヤードが不足している。

さらに、木質ペレット、原塩等を輸送する船舶の大型化による物流の効率化や安定した原材料の調達等を図るため、伏木外港を日本海側の輸送基地拠点とする検討も進められており、これに伴う滞船の増加やふ頭用地の不足が懸念される。

このような状況を踏まえ、伏木外港において、より多くの貨物船の同時接岸を可能とし、円滑な物流機能を確保し、安定した経済活動に繋げる必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

伏木外港の岸壁延伸、泊地及びふ頭用地等整備の早期事業化



58 戦略的な観光地域づくりの推進について

(国土交通省、内閣官房、文部科学省)

本県では、富山県観光振興戦略プランに基づき、選ばれ続ける観光地域づくりの推進に取り組んでいる。

また、北陸新幹線の敦賀開業や黒部宇奈月キャニオンルートなどの好機を活かし、高付加価値な観光コンテンツの創出や、広域連携による誘客強化、デジタル技術の活用、マイクロツーリズムの推進など、登録DMOである（公社）とやま観光推進機構等と連携し官民一体となって、観光消費の増大と、観光振興による地域経済の活性化を目指していくこととしている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 国内外からの誘客のため、国による取組みの充実や地方への支援
- 2 インバウンドにも対応した高付加価値な観光地域づくりへの支援
 - (1) 地域資源の磨き上げなど官民一体となった観光地域づくりの取組みへの支援
 - (2) 富裕層など長期滞在や高単価の客層の誘致にもつながる、上質で利便性の高い受入環境整備への支援
 - (3) グローバル化や観光ニーズの多様化に対応できる人材育成への支援
 - (4) 観光におけるDXの普及、加速化に向けた取組みへの支援
- 3 国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く、創意工夫が活かせる交付金等による地方への配分
- 4 観光立国に向けた意欲的な地方自治体の取組みに対する重点支援
- 5 文化財の観光資源としての活用への支援

59 国際・広域観光の振興について

(国土交通省、内閣官房)

訪日外国人旅行者が回復傾向にある中、インバウンド需要を確実に取り込むため、本県では、地域の観光資源を活用したプロモーションや、北陸や中部山岳地域などを巡る広域的な取組み、利便性の向上を図るための受入環境整備を進めつつ、世界中に向け、本県の魅力的な観光資源を戦略的にアピールし、誘客促進に努めていくこととしている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 消費額の拡大や地方誘客の促進を図りつつインバウンドを本格的に回復させていくための取組みや、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり モデル観光地」への集中的な支援による高付加価値旅行者の誘客の促進
- 2 地域の魅力を海外へ発信し、訪日意欲を喚起する戦略的な訪日プロモーションの実施
- 3 地方部での滞在促進のため自治体やDMO、民間事業者等が連携して実施する広域周遊観光を促進する取組みや、オンラインツールを活用した調査分析・情報発信等に対する継続的な支援
- 4 訪日外国人旅行者がストレスなく快適に旅行するための多言語表記やバリアフリー化等の受入環境整備への支援の拡充
- 5 クルーズ国際見本市への出展や海外船社招聘事業の実施などクルーズプロモーションの推進
- 6 国際会議の誘致促進

60 「立山黒部」の高付加価値化の推進について

(国土交通省、内閣官房、環境省、農林水産省)

富山県では、「立山黒部」の持つ自然・歴史・文化・産業・防災といった多種多様な魅力をより一層磨き上げ、「立山黒部」を世界水準の「滞在型・体験型」の山岳観光地とするため、様々なプロジェクトを推進している。

また、60年来の課題であった「黒部ルート的一般開放・旅行商品化」については、「黒部宇奈月キャニオンルート」として開始を予定しており、新たな観光ルートの形成が立山黒部エリアはもとより、県内全域に波及効果をもたらすよう準備を進めている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 黒部宇奈月キャニオンルート、立山砂防、布橋灌頂会などの「防災・産業」、「歴史・文化」を素材とした観光商品化や旅行商品の磨き上げへの支援
- 2 称名滝を十分眺望でき、観光客の満足度を高めるための施設を国において整備
- 3 国立公園満喫プロジェクトの2021年以降の取組方針において示された「さらなる高みを目指した集中的な取組」の「立山黒部」での推進
- 4 国立公園と国有林の連携事業において重点地域に選定された「中部山岳国立公園」について、自然保護と利用の両立に向けた取組の推進
- 5 ICTを活用した旅行者の利便性向上等への支援
- 6 登山道の整備や英語表記、山岳トイレなどの整備・更新への支援

61 カーボンニュートラルの実現に向けた 省エネルギー・再生可能エネルギー対策や 新エネルギー資源開発の推進について

(環境省、経済産業省、国土交通省、総務省)

本県では、令和5年3月、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指す「富山県カーボンニュートラル戦略」を策定し、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの最大限の導入等に向けた取組みを進めており、目標の達成に向けて一層の省エネルギーを推進するなど、取組みのさらなる強化が必要である。

また、新エネルギー資源の開発等について、水素の利活用が見込まれる部門における需要の拡大を進めるため、官民が一体となって、水素ステーションの整備やFCV（燃料電池自動車）の普及に向け積極的に取り組んでいるほか、地熱発電について、開発を目指して粘り強く取り組んでいるところである。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 カーボンニュートラルに資する技術革新や脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」による普及啓発の促進及び脱炭素先行地域の取組みなど地方自治体への支援の拡充、温室効果ガス排出量の推計値などの速やかな情報提供
- 2 ZEB・ZEH等建築物のネット・ゼロ・エネルギー化や、工場等での熱電併給の導入などの省エネ設備、エネルギー管理システムなど、省エネルギーの普及に関する制度、支援の充実
- 3 地方自治体による地球温暖化対策を一層推進するため、公共施設の省エネルギー化や再生可能エネルギー導入等への支援の継続
- 4 地熱発電の導入拡大に向け、資源調査に係る補助制度や買取制度の充実のほか、資源探査精度向上や掘削・建設費用の縮減に資する技術開発の促進
- 5 小水力発電に係る適正な買取価格の設定や洋上風力発電に係る技術開発・関係者との調整等、地域特性を活かした再生可能エネルギーの普及・導入促進に関する支援の充実や系統への接続可能量の更なる拡大
- 6 水素社会の実現に向けた、製造から貯蔵・輸送、利活用までの水素サプライチェーンの構築のため、水素ステーションの設置・運営に係る補助制度の充実や規制改革の着実な推進、FCV（燃料電池自動車）の普及に係る補助制度の充実と継続
- 7 日本海側における表層型メタンハイドレートの資源量全体を把握するための調査の実施や回収・生産技術の開発の促進

62 環日本海地域の環境保全施策(漂着ごみ、生物多様性等)の推進について

(環境省、外務省、国土交通省)

日本・中国・韓国・ロシアが共同で北西太平洋の環境保全に取り組む北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)が採択され、その地域調整部(RCU)が本県と韓国釜山に共同設置されているほか、本県が設立した(公財)環日本海環境協力センター(NPEC)が特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター(CEARAC)に指定されている。

また、本県では、環日本海地域の地方自治体等と連携して、海岸生物調査、マイクロプラスチックを含む海岸漂着物の調査と発生抑制に向けた環境学習・啓発、環境関連情報の共有・発信などの国際環境協力事業に継続的に取り組むとともに、衛星画像解析による富山湾の藻場の生息状況等の調査を実施している。

このほか、近年、日本海沿岸で大量に確認された外国語表記のある注射器などの漂着物について、海岸利用者等が危害を受けないよう実態把握を進めるとともに、関係国に働きかけを行う必要がある。

については、環日本海地域の環境保全施策を一体的に推進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)地域調整部(RCU)富山事務所並びに地域活動センター(CEARAC)への支援の確保等
- 2 海洋ごみ、生物多様性、気候変動などの国際的な環境問題について環日本海地域の産学官が連携して実施する環境学習・啓発などの取組みへの支援と国における対策の充実
- 3 海岸管理者、市町村等が実施する海岸漂着物等の発生抑制や回収処理に対する財政支援のための十分な予算の確保と充実
- 4 海外由来と疑われる危険な海岸漂着物などの全国的な漂着状況の把握、関係国に対する原因究明や対策の要請

63 自然環境保全施策(クマ対策の強化を含む野生鳥獣管理、国立公園の施設整備)の推進について

(環境省)

昨秋、全国的にもクマによる人身被害が過去最悪になる中、本県においてもツキノワグマによる深刻な人身被害が発生し、ツキノワグマ対策は喫緊の課題となっている。

さらには、ニホンジカとイノシシの個体数は引き続き高い水準にあり、農林業や生活環境、自然環境への被害、イノシシの豚熱(CSF)感染が拡大するなど、捕獲の強化が急務である。

また、中部山岳国立公園の立山室堂や黒部峡谷など、国立公園の保護及び利用上重要な地域においては、老朽化した施設の改良や登山道等の再整備、外国人にも対応した案内看板等、国直轄事業や国交付金事業の活用により、施設整備を着実に実施する必要がある。

については、本県の野生鳥獣管理の推進、優れた自然環境の保全と利用を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1 指定管理鳥獣捕獲等事業の予算の確保と拡充

(1) ツキノワグマ

- ・クマ類の指定管理鳥獣への追加を受けて、クマ対策を行う市町村への間接補助金を含めた幅広い経費の交付金対象化(拡充)、また、県の管理計画が改訂前であっても当面、交付金対象となるよう弾力的な運用

(2) ニホンジカ、イノシシ

- ・計画策定や効果的捕獲、担い手の育成、豚熱対策としての捕獲の強化など、野生鳥獣管理の推進を図るための事業の予算の確保

2 中部山岳国立公園の整備の推進

(1) 国直轄事業

- ・薬師沢地区(太郎山三俣蓮華岳線)

(2) 国交付金事業

- ・立山地区(弥陀ヶ原園地周遊歩道)
- ・薬師岳地区(折立太郎山線)
- ・黒部地区(仙人ダム劔沢線)

64 原子力防災対策の強化について

(環境省(原子力規制委員会、原子力規制庁)、内閣府、総務省、経済産業省)

本県では、万が一の原子力災害に備え、原発立地県や市町村、関係機関と連携しながら、原子力防災対策の一層の充実・強化に取り組んでいるところであるが、今般の令和6年能登半島地震の教訓等も踏まえ、次の事項について各段の配慮を願いたい。

- 1 原子力発電所の安全対策の徹底
 - (1) 福島第一原発事故や今般発生した令和6年能登半島地震を踏まえ、規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原発の安全確保対策の充実強化に不断に取り組むとともに、電力会社に対する指導・監督を徹底すること
 - (2) 原発の新規制基準適合性審査や再稼働について、令和6年能登半島地震による新たな知見も踏まえて、科学的な調査・分析、十分な検証等を行い総合的に判断し、その結果を住民等も理解し納得できるよう丁寧に説明すること
 - (3) 原発に対するミサイル攻撃など武力攻撃の抑止や防衛について、国の責任において対応すること
- 2 原子力防災対策の充実
 - (1) 屋内退避の期間や解除に係る考え方、家屋が倒壊した場合の対応などを原子力災害対策指針等に早期に反映するなど、令和6年能登半島地震の最新の知見を踏まえ、原子力防災対策の充実に努めること
 - (2) 令和6年能登半島地震を踏まえ、家屋が倒壊し屋内退避が実施できない事態を想定し、UPZ内の指定避難所や社会福祉施設等において、ライフラインが途絶しても屋内退避を継続できる環境の整備を推進するため、必要な資機材の整備や放射線防護対策事業の対象拡大などについて、財政支援を拡充すること
 - (3) 令和6年能登半島地震を踏まえ、環境放射線に関するモニタリングポストの通信の信頼性向上に向けた対策について、迅速かつ着実に実施すること
 - (4) 安定ヨウ素剤の服用根拠の明確化及び配備体制の整備や、避難退域時検査の体制構築、広域避難における関係自治体等との調整及び支援体制の構築、UPZ外の必要な防護措置や社会福祉施設等への避難における特例措置の制度化、甲状腺被ばく線量モニタリングに係る具体的な実施体制等の整備のあり方などについて、国で検討を進めるなど、原子力防災に万全の対策を講じること
 - (5) 地方公共団体の原子力防災対策経費について、職員の人件費も含めた確実な財政措置や、UPZ内地方公共団体への新たな交付金などの財政支援を講じること

